

利府町第3期地域福祉計画

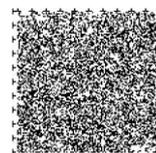


令和3年3月

利 府 町

この冊子には、音声コード（Uni-Voice）が各ページ（奇数ページ右下、偶数ページ左下）に印刷されています。

Uni-Voice アプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



はじめに



近年、私たちの暮らしは、情報技術の進歩や流通システムの発展により、快適かつ豊かになってきています。その一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、家族構成やライフスタイルが変化し、高齢者世帯の増加や地域住民同士のつながりの希薄化、価値観の違いによる差別や虐待など、地域社会や福祉を取り巻く環境にも大きな変化と問題が生じています。

利府町では、これまで「第2期地域福祉計画」に基づき、町民や社会福祉協議会などの団体、事業者、関係機関の皆様が協力し、全ての人が安全で安心して暮らせる地域社会を創るための取組を進めてまいりました。

この度、第2期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえて、今後5年間の地域福祉を推進するに当たっての指針となる「利府町第3期地域福祉計画」を策定しました。

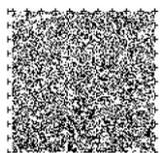
第3期計画では、これまでの地域福祉計画で推進してきた目標を基盤としながら、利府町総合計画（2021－2030）における将来像「みんなの夢がかなうまち」を実現するため、新たに「たがいに認め合い 支え合う 幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とし、誰もが自分らしく生きることのできる地域づくりを進めていきます。

基本理念を実現するためには、町民一人ひとりが地域課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、課題解決に向け取り組んでいくことが必要です。そのためにも、私たち（町民、団体、関係機関、行政）が、互いを尊重し、ともに支え合い、協働することで、互いの絆を深めることが大切であると考えておりますので、今後とも町民の皆様方の積極的な参加と御協力をお願い申し上げます。

結びに、利府町第3期地域福祉計画の策定に御協力をいただきました策定懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査、関係団体ヒアリング調査等に御協力をいただきました町民の皆様、関係団体各位に、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

利府町長 熊谷 大





◇◇目 次◇◇

第1章 総論

第1節 計画策定の背景・趣旨

1	利府町第3期地域福祉計画策定の趣旨	2
2	計画の法的な位置づけ	3
3	利府町第3期地域福祉計画の期間	4
4	計画の目的・関連計画との関係	5

第2節 利府町の現状

1	総人口・世帯数の推移	6
2	高齢者の暮らし	7
3	出生数の推移	8
4	児童人口及び母子・父子家庭の状況	9
5	障がい者（児）の暮らし	11
6	生活保護受給の状況	11

第3節 調査結果の概要

1	アンケート調査概要	12
2	ご自身のことについて	13
3	地域との関わりについて	14
4	福祉サービスについて	17
5	地域福祉に関する機関・団体や福祉のまちづくりについて	20
6	関係団体へのヒアリング調査	22

第4節 町民意識調査から見える課題

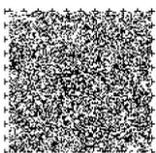
1	地域福祉活動の活性化の促進	26
2	地域福祉ネットワークの情報共有化	27
3	地域福祉の安全・安心のまちづくり	29

第5節 第2期地域福祉計画の重点目標の達成状況

1	地域福祉活動の活性化の促進	31
2	地域福祉ネットワークの情報共有化	33
3	地域福祉の安全・安心のまちづくり	35

第6節 第3期地域福祉計画の基本理念・方針

1	基本理念	37
2	重点目標	38
3	施策の項目と施策の展開	39
4	施策の体系	40





第2章 各論

第1節 地域づくり ～支え合いのある地域づくり～

- 1 地域で支え合うコミュニティの創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 2 就労・社会参加と交流の場づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
- 3 安全安心な暮らしの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 4 地域での見守り・相談の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第2節 人づくり ～地域の福祉をはぐくむ人づくり～

- 1 福祉に関する教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 2 地域福祉の担い手の育成・拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 3 ボランティアやNPO活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第3節 基盤づくり ～連携と協働で築く地域福祉～

- 1 保健・医療・福祉の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 2 住民への情報提供の充実と福祉サービスの質の向上・・・・・・・・53
- 3 地域における包括的な支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 4 だれもが住みよいまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 5 権利擁護の推進（*成年後見制度利用促進計画の内容を含む）・・・・57

第3章 成果指標の設定

第1節 計画の重点目標の成果指標

- 1 地域福祉の重点目標の達成について・・・・・・・・・・・・・・・・60

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

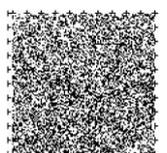
- 1 地域共生社会を目指した体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 2 地域力の深化による包括的な支援体制の構築・・・・・・・・・・62
- 3 地域福祉を支える連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 4 計画の情報共有と住民参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・・63

第2節 計画の進行管理

- 1 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
- 2 PDCAサイクルによる評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・64

資料編

- 1 利府町地域福祉計画策定懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・66
- 2 利府町地域福祉計画策定懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・67
- 3 利府町地域福祉計画策定懇話会の経過・・・・・・・・・・・・68
- 4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69





「利府町が目指す地域」

グループホームにいるけど、町内会の人たちが、盆踊りや芋煮に誘ってくれるのが楽しみなの。

何かしたいと思ってボラ友に入ったのよ！
利府町について改めて知ることができたし、楽しく活動しているわ。

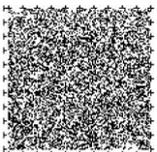
育児で困ったときは近所に頼れる先輩がたくさんいるので安心です。

お隣さんと散歩しながら世間話をするのが楽しく毎日元気に過ごしています。

たがいに
支え
幸せを
実
ま
ち



イラストのような『町民の声』が聞こえ
もと、地域福祉計画を推進していきます。



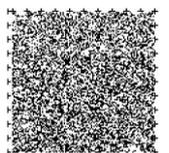


福祉のまちづくり」



てくる町にするために私達は、基本理念の

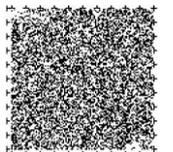
※『町民の声』は、計画策定懇話会委員の皆様にご提案いただきました。







第1章 総論





第1節 計画策定の背景・趣旨

1 利府町第3期地域福祉計画策定の趣旨

私たちを取り巻く社会・経済情勢は急激に変化し、少子高齢化や人口減少社会の進展、高齢者のみの世帯・独居世帯の増加や、社会保障関係費の増加など問題が山積しています。

また、近年では、高齢者・子育て世帯・障がいのある人など、現行制度のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化し、生活課題が多様化・複雑化（例えば生活困窮者[#]問題、社会的孤立、老々介護、ひきこもり、8050（ハチマルゴーマル）問題[#]、虐待問題、コロナ禍による社会的・経済的な変化への対応など）してきています。

国では、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現や、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方の検討などが成されました。今後は、地域生活課題に対して住民などが、「我が事」として参画し、人と人・資源が世代や分野を超え、「丸ごと」繋がることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがいなどを地域とともに創る社会が望まれています。

本町においては、都市化の進展により、地域コミュニティ[#]や連帯感が希薄化しつつある中で、町民一人ひとりが互いに助け合いながら、安心して生活できる地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

これまで、利府町第1期地域福祉計画においては、「住民が地域福祉への共通認識を持ちながら、住民が主体となって相互に協働していく仕組みづくり」を目指してきました。

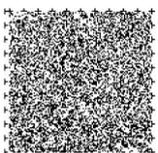
続く第2期計画では、「生活困窮者自立支援法[#]に基づく生活困窮者への支援（第2のセーフティネット[#]）や国が進める地域包括ケアシステム[#]の取り組み」を地域福祉計画の中に位置づけて取り組んできました。

この第3期計画では、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、高齢に伴う様々な困難や障がいのある人への理解を深めつつ、地域との交流、ふれあいの中で一人ひとりの意思が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる地域づくりを進めていく必要があります。

本計画では、様々な地域の課題に対して、町民一人ひとりが主体となり、町民、行政、社会福祉法人やNPO[#]等の民間団体、企業など官・民が協力し合いながら、ともに連携し、よりよい福祉のまちづくりを実現するための指針として策定するものです。

#：本文中にある固有名称当の用語については、資料編の用語解説で説明記載をしています。

※：用語については、本文中の下段に用語説明を行っています。





2 計画の法的な位置づけ

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけています。

◇社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

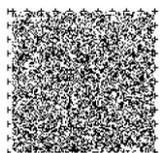
第106条3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項※

※第107条5項については、法改正に伴い令和3年4月より、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」として施行されることとなっています。





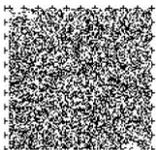
3 利府町第3期地域福祉計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間とします。

なお、計画期間中において、社会的な環境の変化や保健・医療・福祉に関する制度などが著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

■地域福祉計画期間及び関係計画期間

計画	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合計画		利府町総合計画 (平成28年度～令和2年度)					利府町新総合計画 (令和3年度～12年度)				
地域福祉計画		第2期計画 (平成23年度～令和2年度)					第3期計画 (令和3年度～7年度)				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第6期計画		第7期計画			第8期計画		第9期計画		
子ども・子育て 支援事業計画		第1期計画				第2期計画				第3期 計画	
障がい者計画		第3計画					第4期計画		第5期計画		
障がい福祉計画		第4期障がい福祉 計画		第5期計画			第6期計画		第7期計画		
障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		第3期計画					
はつらつ健康 利府プラン	第2期 計画	はつらつ健康利府プラン(第3期計画)							第4期計画		
自殺対策計画		利府町第1期自殺対策計画									
地域防災計画		利府町地域防災計画									



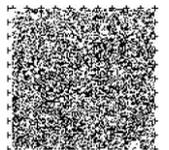
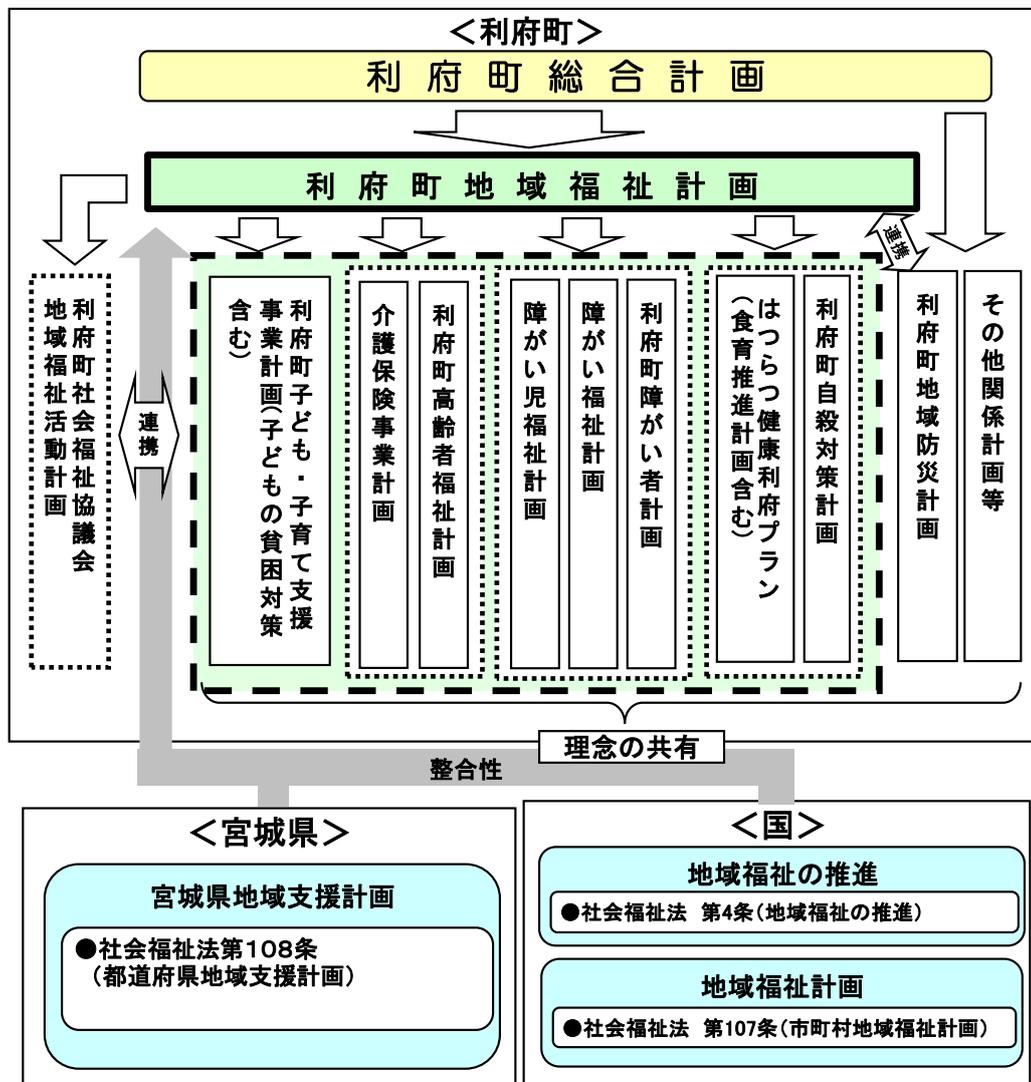


4 計画の目的・関連計画との関係

利府町地域福祉計画は、「利府町総合計画」を上位計画として、その福祉分野の基本方針を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「利府町社会福祉協議会#地域福祉活動計画」「利府町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「利府町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「はつらつ健康利府プラン（食育推進計画含む）」「利府町自殺対策計画」「利府町子ども・子育て支援事業計画（子どもの貧困対策計画含む）」などの福祉分野と連携し、福祉分野関連個別計画や環境・教育・住宅・防災などとの整合性を図りながら策定するものです。

■計画関連図



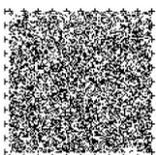
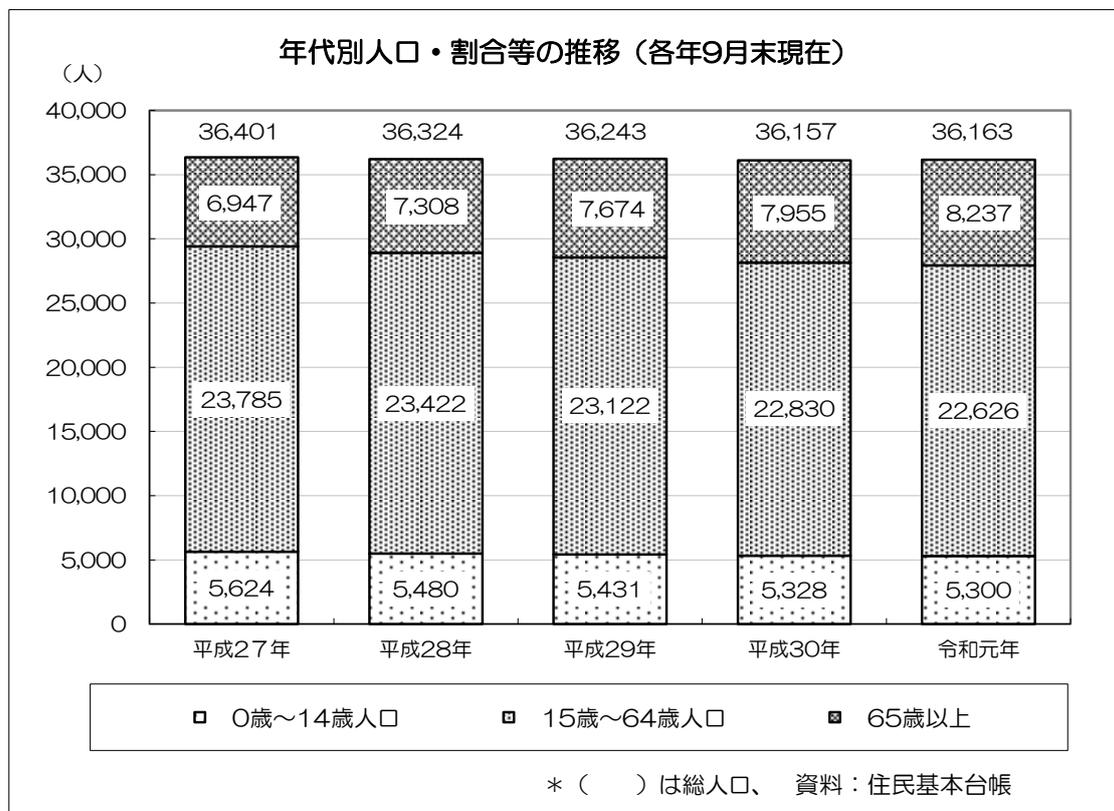
第2節 利府町の現状

1 総人口・世帯数の推移

本町の令和元年9月末現在の総人口は36,163人で、平成27年9月末の36,401人から238人の減少となっています。人口構成割合においては、0歳～14歳の年少人口と15歳～64歳の生産人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加する少子高齢化の傾向が示されています。

■利府町の人口推移（各年9月末現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口（人）	36,401	36,324	36,243	36,157	36,163
0歳～14歳人口（人）	5,669	5,594	5,447	5,372	5,300
（人口構成比率）（％）	15.6%	15.4%	15.0%	14.9%	14.6%
15歳～64歳人口（人）	23,785	23,422	23,122	22,830	22,626
（人口構成比率）（％）	65.3%	64.5%	63.8%	63.1%	62.6%
65歳以上人口（人）	6,947	7,308	7,674	7,955	8,237
（人口構成比率）（％）	19.1%	20.1%	21.2%	22.0%	22.8%

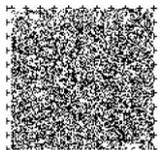
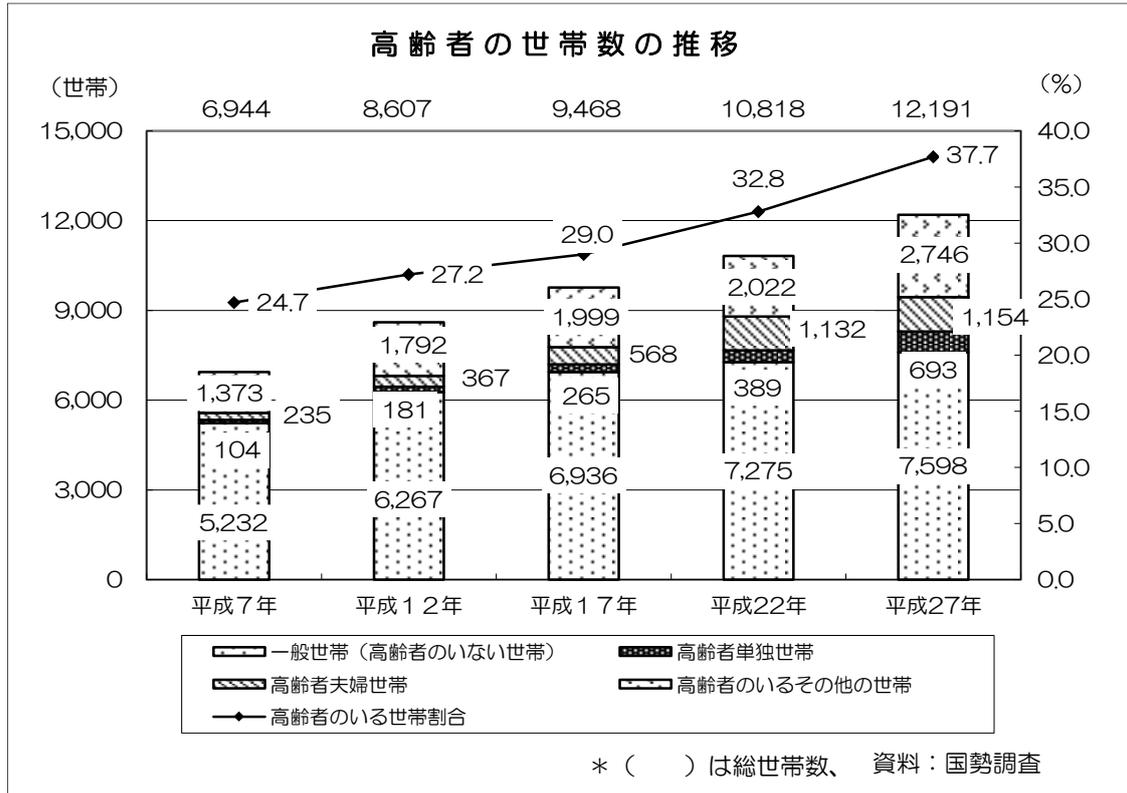




2 高齢者の暮らし

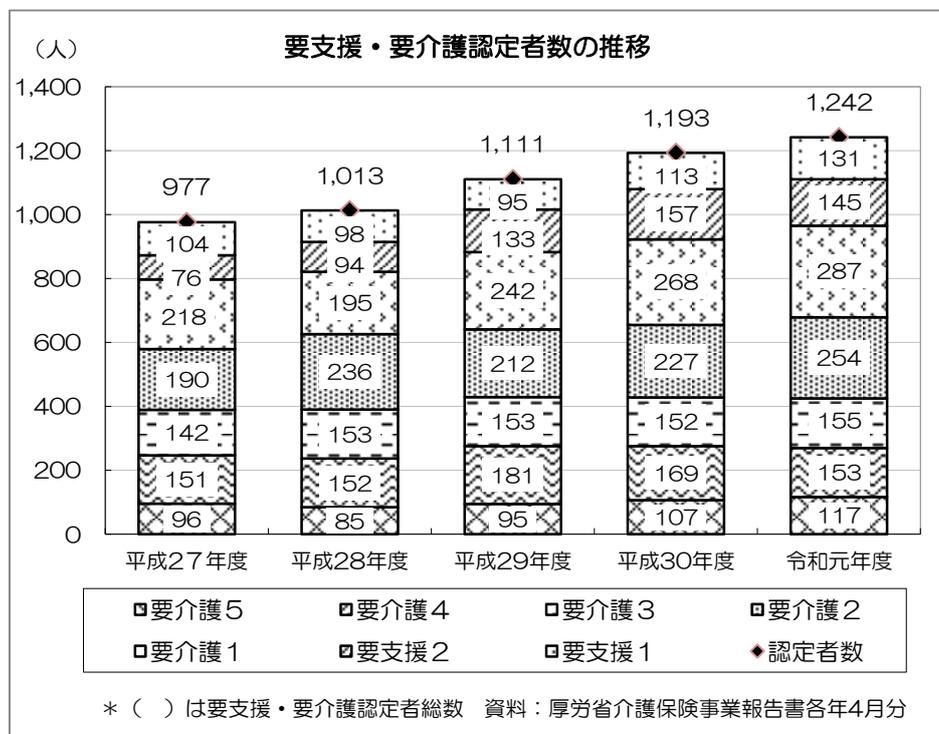
(1) 高齢者世帯数の推移

平成27年の65歳以上の高齢者のいる世帯数は4,593世帯で、総世帯数に占める割合は、37.7%と4割近くに達しています。とくに単身高齢者世帯の増加が顕著となっています。



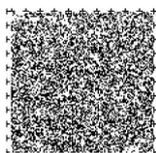
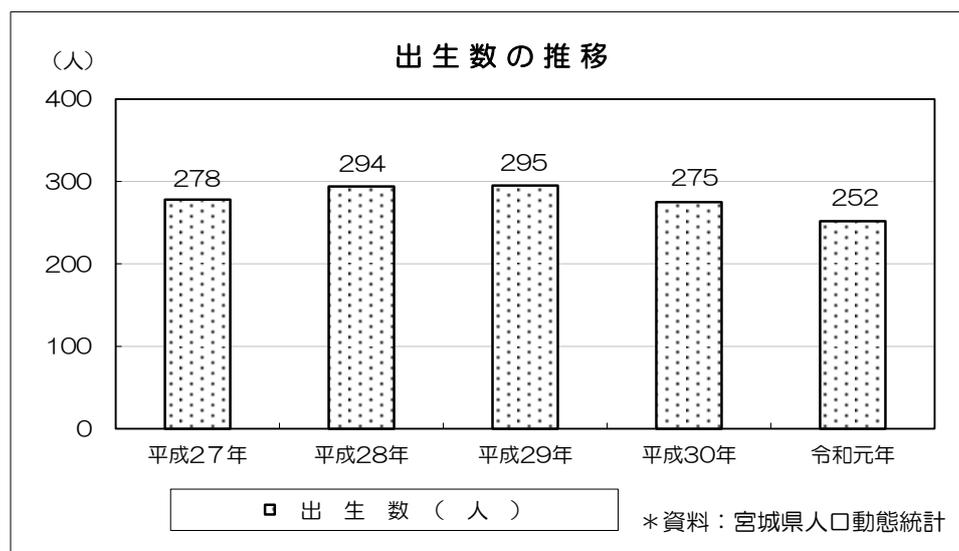
(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、平成27年度の977人から、令和元年度には1,242人と約27.2ポイントの増加となっています。また、要支援・要介護認定者数に占める要介護1・2の割合が多くなっています。



3 出生数の推移

本町の出生数は、平成27年の278人から、令和元年の252人で推移しており、9.3%の減少となっています。

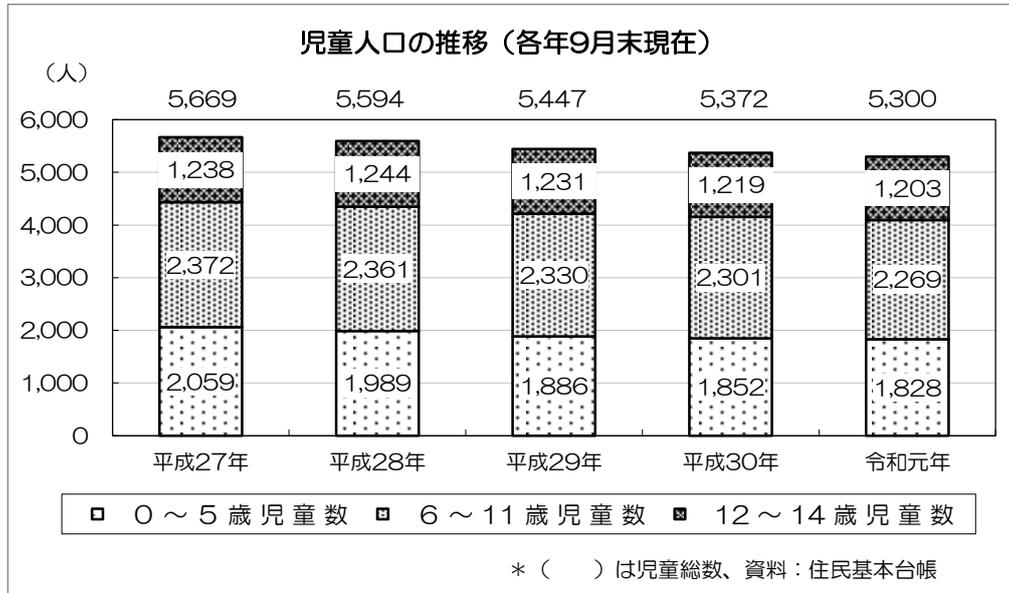




4 児童人口及び母子・父子家庭の状況

(1) 児童人口の推移

本町の平成27年の児童人口は0～5歳児が2,059人、6～11歳児が2,372人で、令和元年には、それぞれ0～5歳児が1,828人、6～11歳児が2,269人と減少しており、少子化の傾向が顕著になっています。



(2) 母子・父子家庭の状況

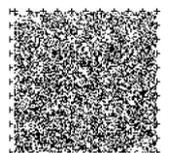
本町の母子・父子家庭の状況では、母子家庭と父子家庭を合計すると、平成27年は288人で、令和元年が272人と平成29年をピークに減少で推移しています。また、母子家庭と父子家庭及び父母のいない児童を合計すると、平成27年は425人で、令和元年が400人と同様に減少で推移しています。

■母子・父子家庭の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
母子家庭の母	274	265	285	268	258
父子家庭の父	14	11	12	14	14
合計	288	276	297	282	272
母子家庭の児童	401	393	422	395	377
父子家庭の児童	24	22	22	25	21
父母のいない児童	0	0	1	0	2
合計	425	415	445	420	400

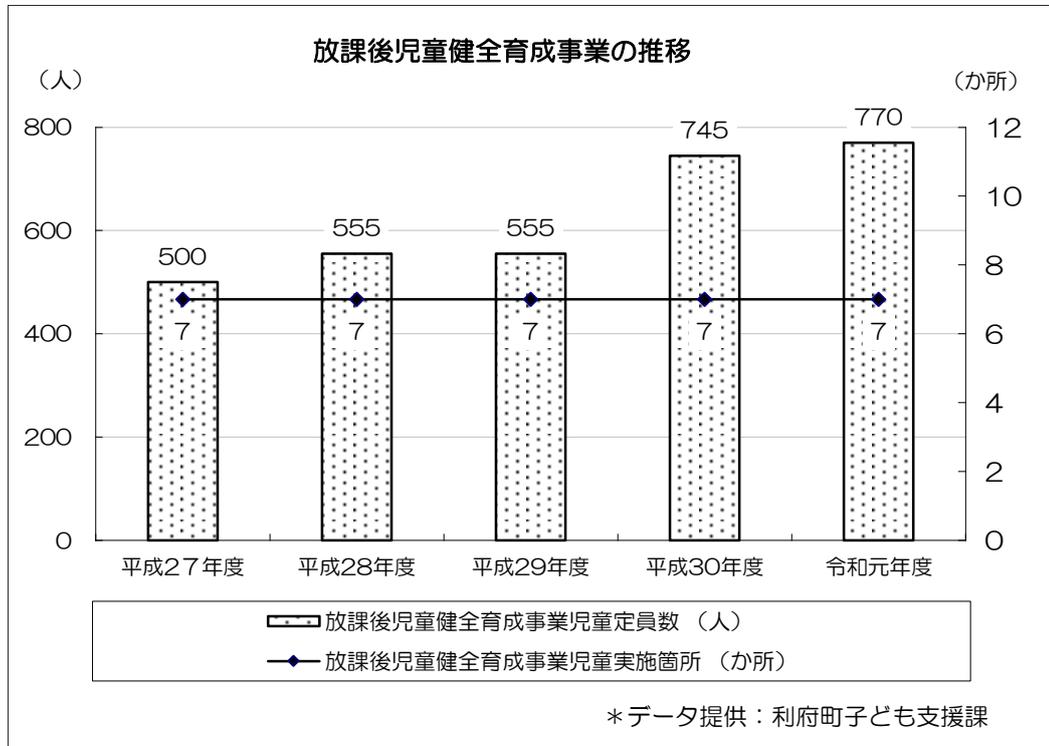
*資料：医療費助成登録者 10月1日現在（町民課保険年金班）





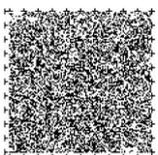
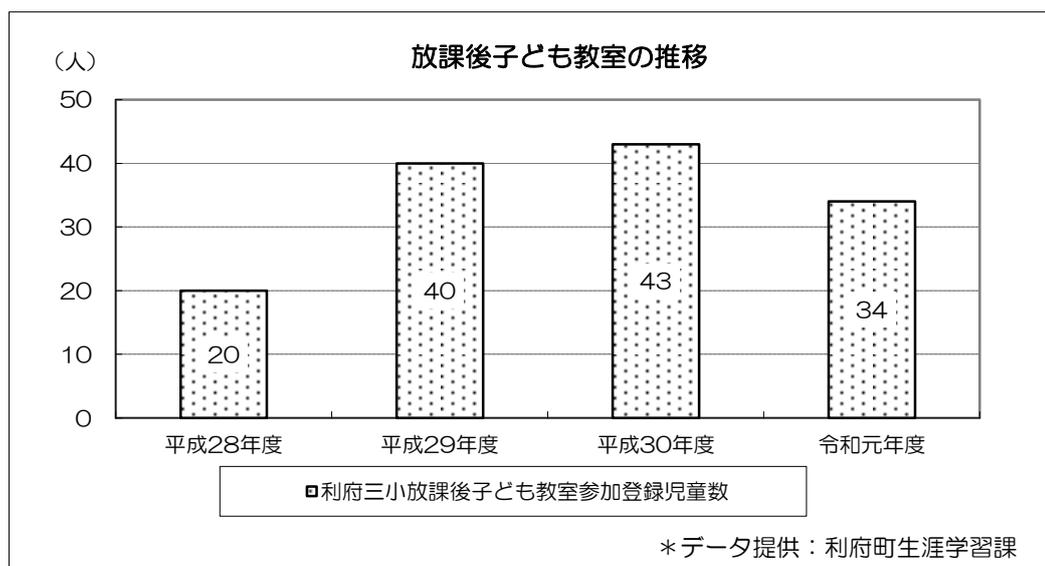
(3) 放課後児童健全育成事業#の状況

本町の放課後児童健全育成事業は、町内 7 か所で実施しており、児童定員数は平成 27 年度の 500 人から、令和元年度には 770 人と大幅に拡充して児童の受け入れを行っています。



(4) 放課後子ども教室の実施状況

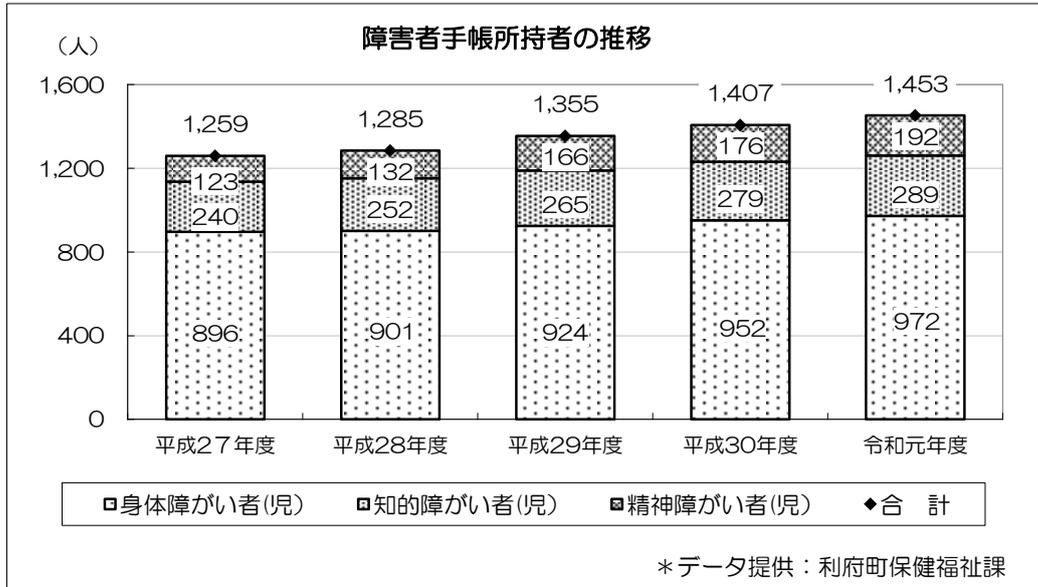
本町では、平成 28 年度から町内 1 か所で放課後子ども教室を実施しています。参加登録児童数は、平成 29 年度から令和元年度まで 40 人前後で推移しています。





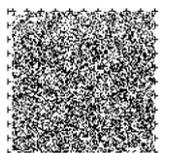
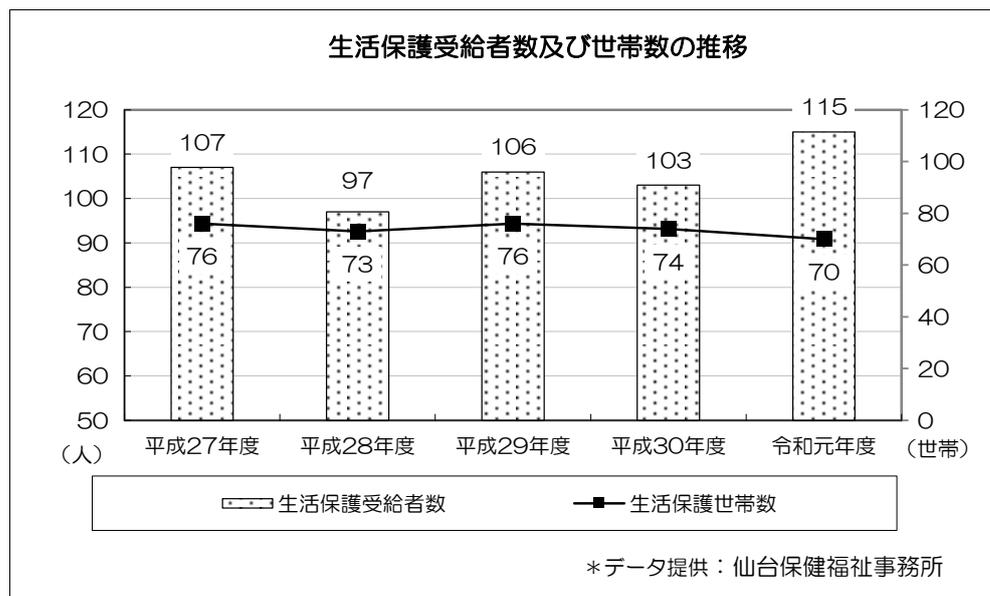
5 障がい者（児）の暮らし

本町の障害者手帳所持者数は、「身体障がい者（児）」「知的障がい者（児）」「精神障がい者（児）」すべてで増加しており、平成27年度末の1,259人と令和元年度末の1,453人とを比較すると、15.4%の増加となっています。また、障がい別では、令和元年度で身体障がい者が972人と全体の66.9%を占めています。



6 生活保護受給の状況

本町の生活保護受給の状況では、令和元年度末現在で生活保護受給者数が115人、生活保護世帯数が70世帯となっています。





第3節 調査結果の概要

1 アンケート調査概要

本調査は、町民一人ひとりが主体となり、町民、行政、社会福祉法人やNPO等の民間団体、企業など官・民が協力し合いながら、ともに連携し安全安心で住みよいまちづくりを実現するための「利府町第3期地域福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

<調査の設計>

- 調査地域：利府町全域
- 調査対象及び対象数（令和2年1月31日時点）
20歳以上の一般町民（総数28,781人）：1,000人抽出
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和2年3月～4月
- 調査実施：利府町 保健福祉課 福祉班

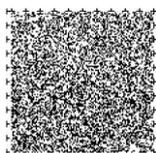
<配布・回収結果>

- 調査票配布・回収結果状況

調査対象	配布数	回収数	回収率
利府町民	1,000人	459人	45.9%

<調査結果の見方>

- 百分比は回答総数を100%として算出し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- 図表中のnは該当質問での回答者総数を表します。SA（シングルアンサー・単数回答）は回答が1つのみ、MA（マルチプルアンサー・複数回答）は回答が複数であることを表しています。また、MA（マルチプルアンサー・複数回答）の場合、合計比率は100%を超える場合があります。
- 図表によっては「無回答」の表示を省略している場合があります。

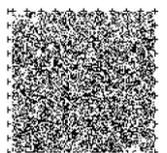
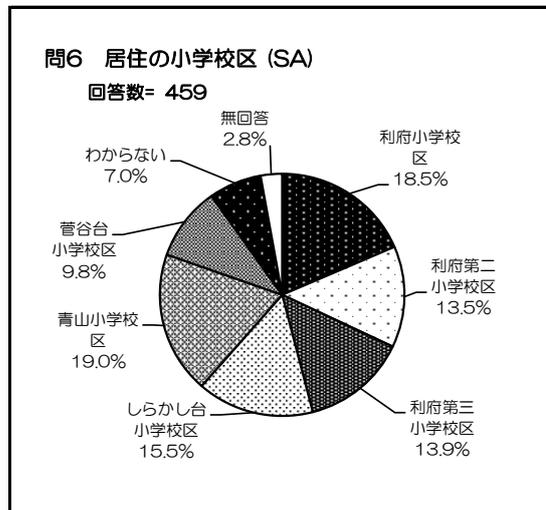
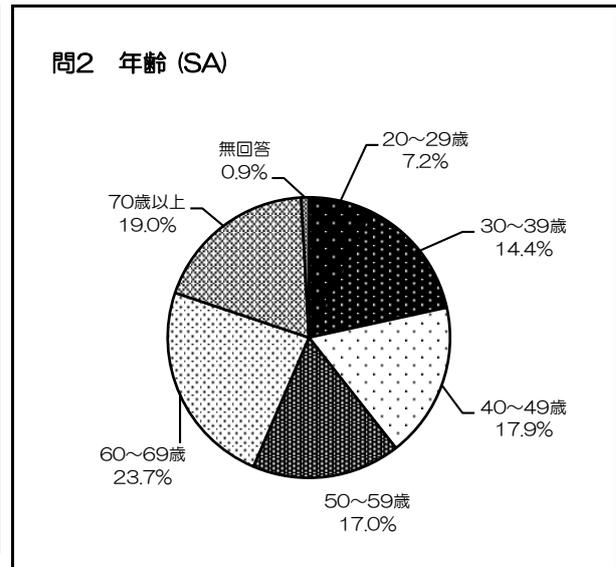
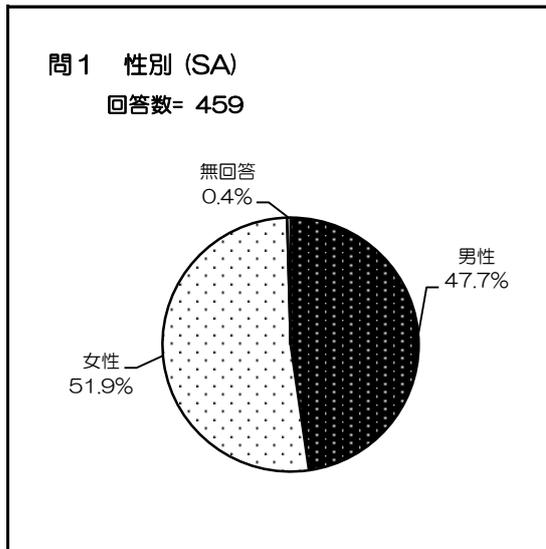




2 ご自身のことについて

今回の町民意識調査における回答者の状況について、性別では女性が男性より4.2ポイント高い割合となり、年齢では、60代で20%台、30代から50代と70歳以上で10%台の割合となり20代の若年層が少ない結果となりました。

また、居住の小学校区では、各小学校区で10%を超える割合となり、青山小学校区が最も多い19.0%で、最も少ない菅谷台小学校区で9.8%となりました。



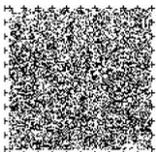
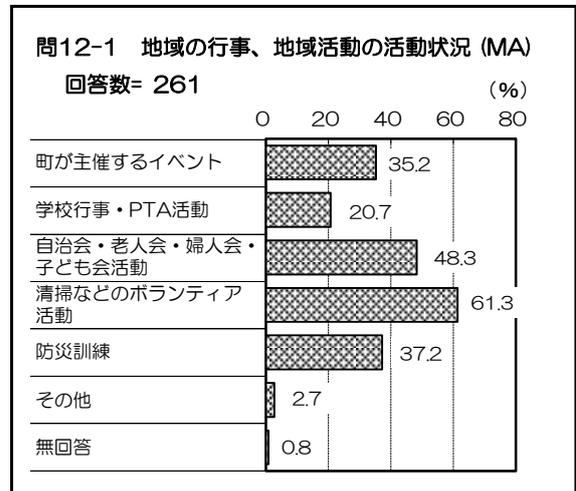
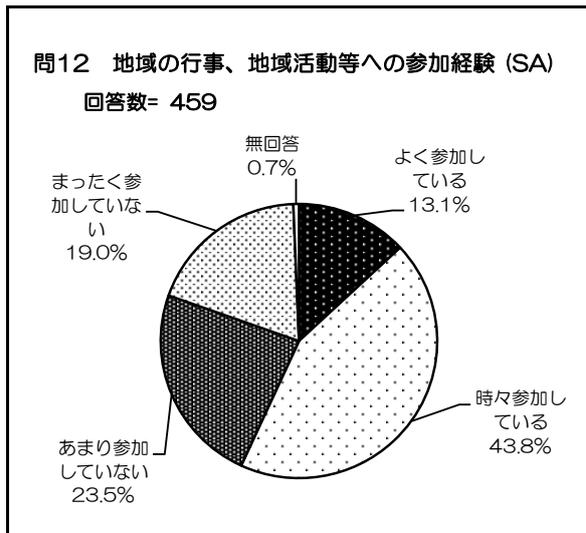
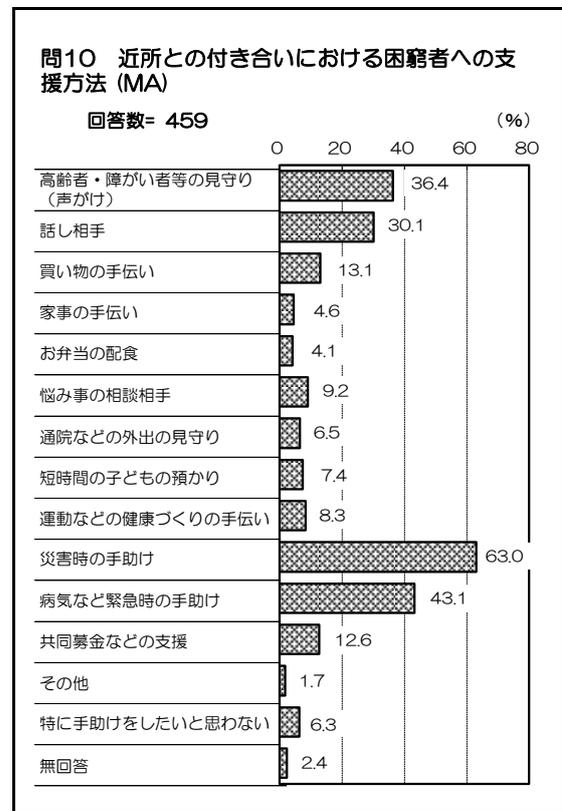
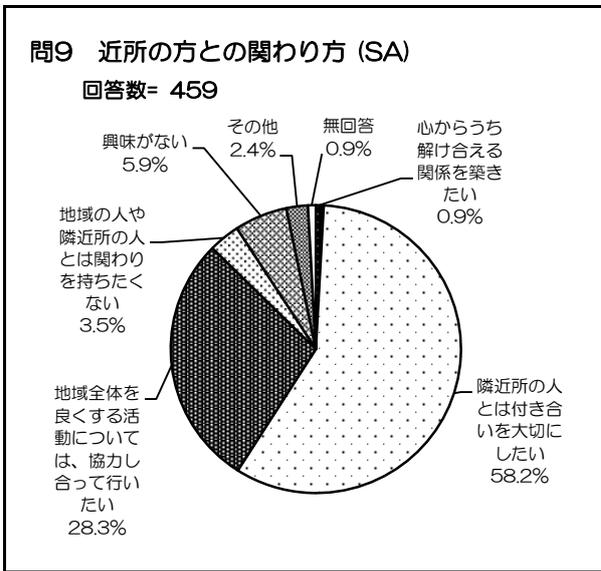


3 地域との関わりについて

(1) 近隣関係

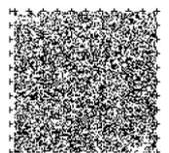
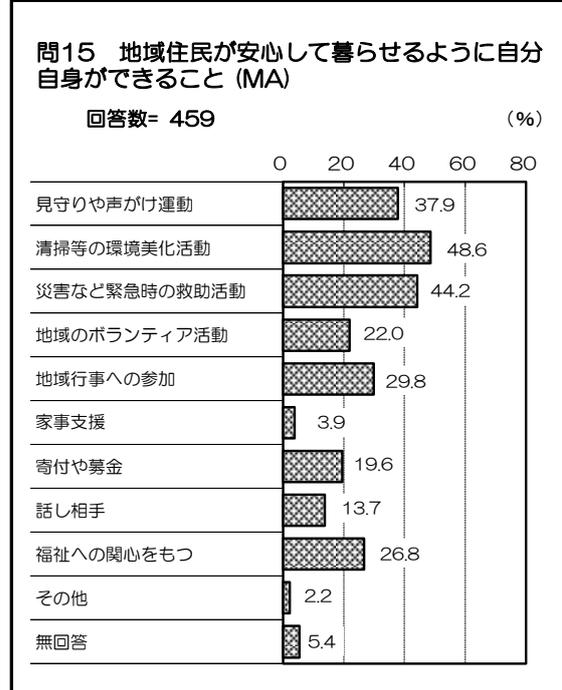
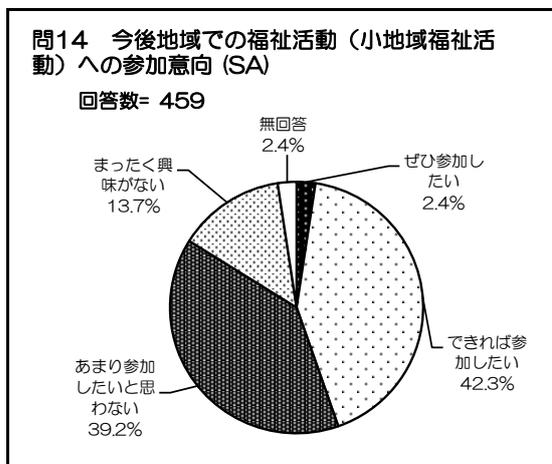
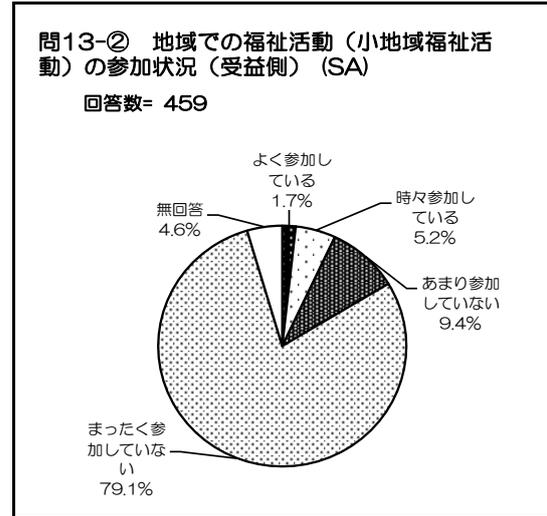
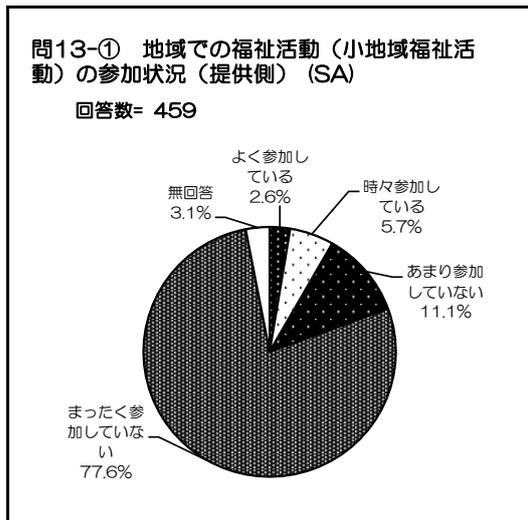
地域との関わりの近隣関係において、近所の方との関わり方では、「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」「地域全体を良くする活動については、協力し合っていきたい」を合わせると86.5%となっています。また、近所との付き合いにおける困窮者への支援方法では、「災害時の手助け」が63.0%、「病気など緊急時の手助け」が43.1%となっています。

一方、地域の行事、地域活動等への参加経験では、「よく参加している」と「時々参加している」を併せた『参加している方』が56.9%となっています。そのなかで、主な地域の行事、地域活動の活動状況では、「清掃などのボランティア活動」が61.3%、「自治会・老人会・婦人会・子ども会活動」が48.3%、「防災訓練」が37.2%などとなっています。



(2) 地域での福祉活動（小地域福祉活動）

地域での福祉活動における支援する側及び支援を受ける側での参加状況は、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた『参加している』方が10%未満の割合となっています。一方、今後地域での福祉活動への参加意向では、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた『参加したい』方が44.7%となっています。また、地域住民が安心して暮らせるように自分自身ができることでは、「清掃等の環境美化活動」や「災害など緊急時の救助活動」などが4割台の回答となっています。

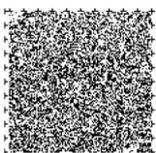
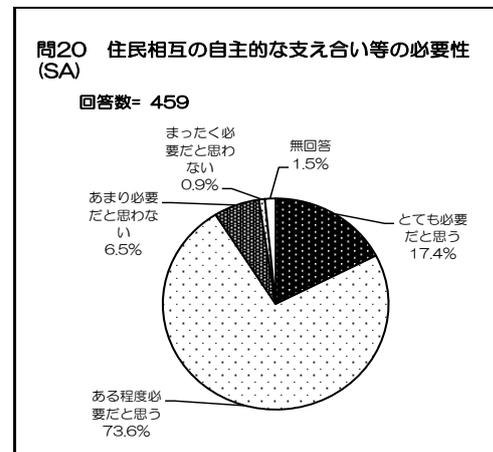
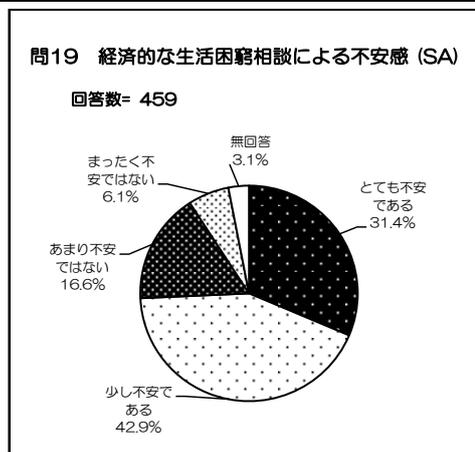
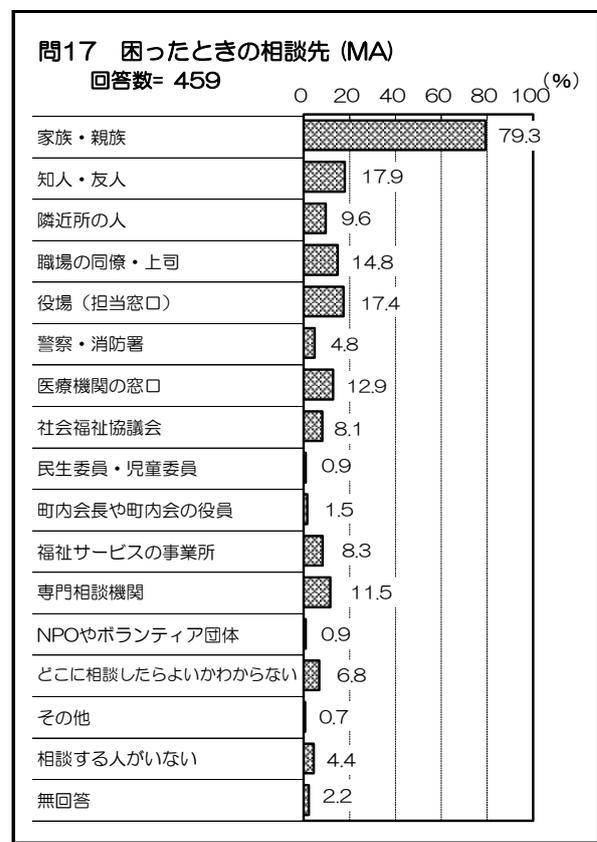
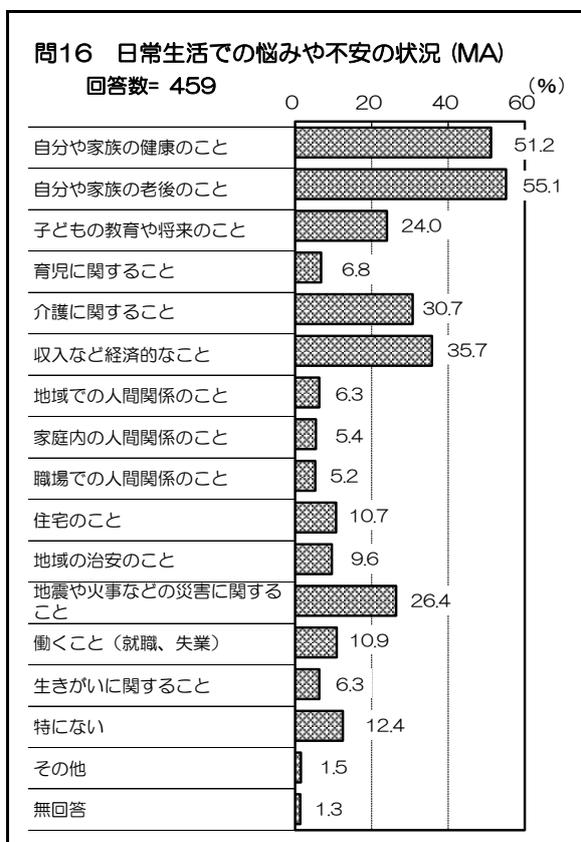


(3) 日常生活の不安及び生活困窮支援について

日常生活での悩みや不安の状況では、「自分や家族の老後のこと」や「自分や家族の健康のこと」が50%以上の割合となっています。また、「収入など経済的なこと」や「介護に関すること」が30%以上、「地震や火事などの災害に関すること」「子どもの教育や将来のこと」など身近な生活問題も20%以上の回答となっています。また、困ったときの相談先では、「家族・親族」が約80%と最も多く、次いで「知人・友人」「役場（担当窓口）」などが回答されています。

経済的な生活困窮相談による不安感では、「とても不安である」と「少し不安である」を合わせた『不安である』の方が74.3%となっています。

住民相互の自主的な支え合い等の必要性では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせた『必要だと思う』の方が91%となっています。

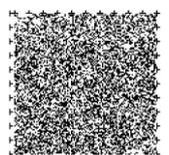
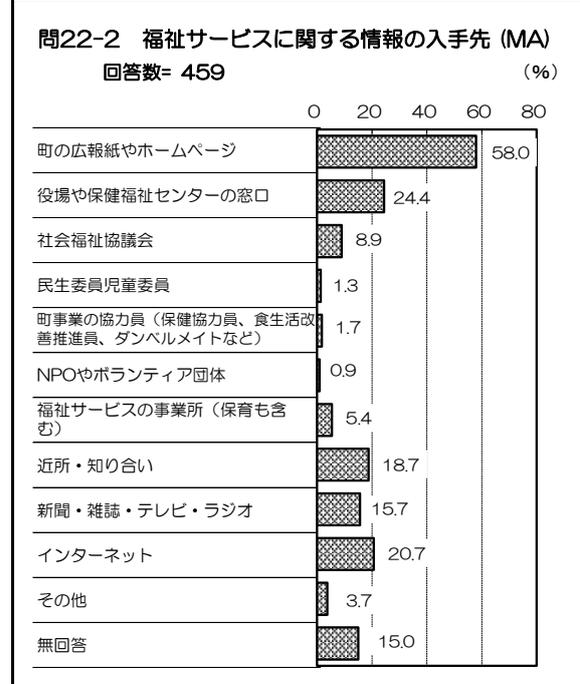
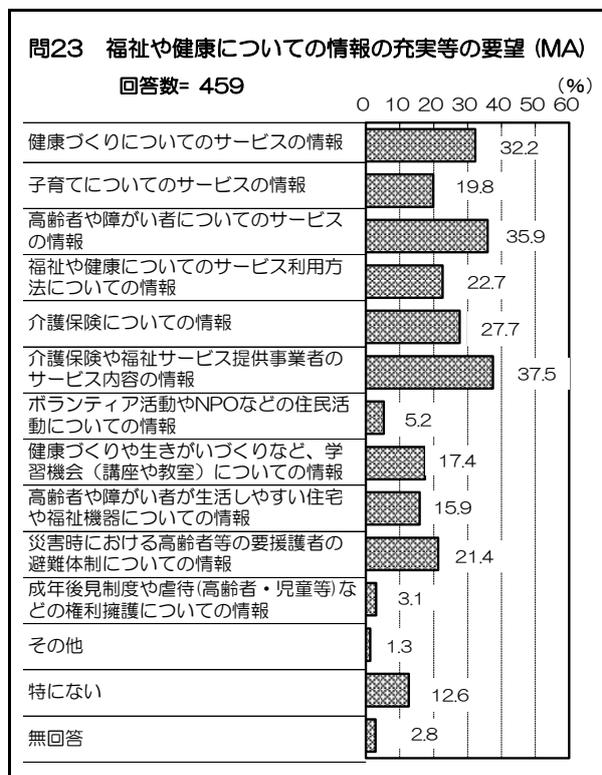
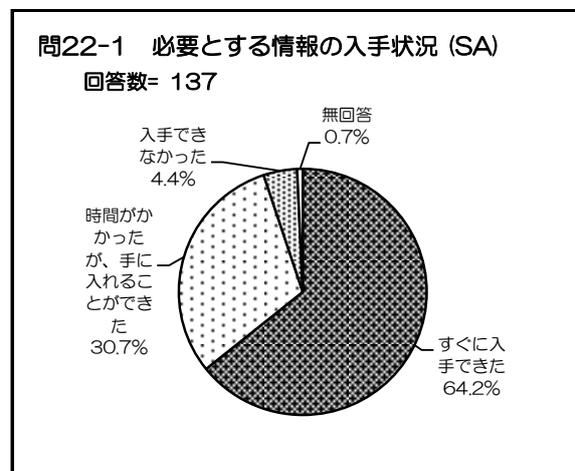
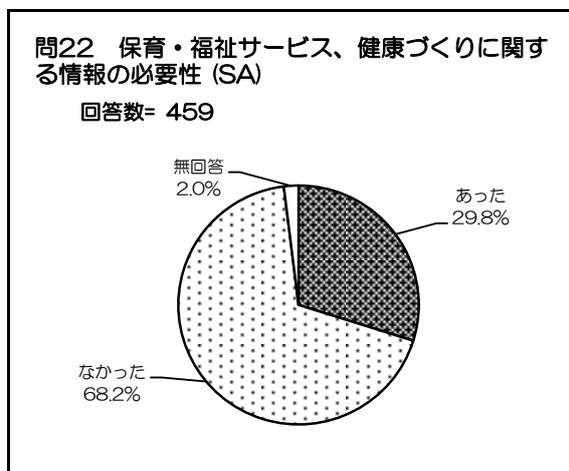


4 福祉サービスについて

(1) 福祉サービス等の情報提供・入手

保育・福祉サービス、健康づくりに関する情報の必要性では、必要とされる方が全体の29.8%となっています。必要とされる方の情報の入手状況では、「すぐに入手できた」が64.2%、「時間がかかったが手に入れることができた」が30.7%などとなっています。

福祉サービスに関する情報の入手先では、回答者の58.0%が「町の広報紙やホームページ」と答えています。福祉や健康についての情報の充実等の要望では、「介護保険や福祉サービス提供事業者のサービス内容の情報」が最も多く、次いで「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」、「健康づくりについてのサービスの情報」、「介護保険についての情報」、「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」などの順になっています。





(2) 避難行動要支援者[#]及び成年後見制度、生活困窮者自立支援法（制度）について

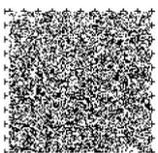
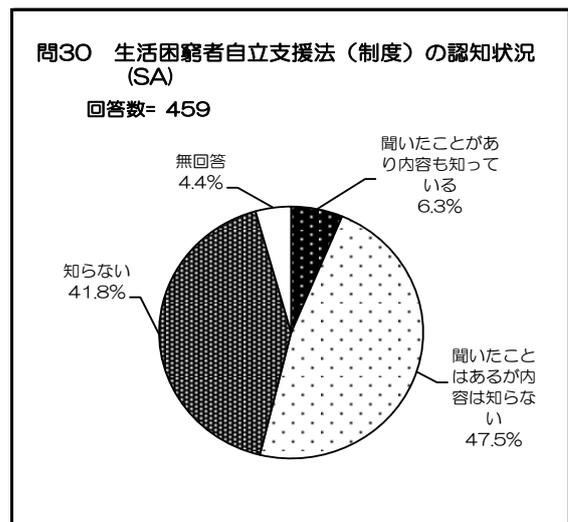
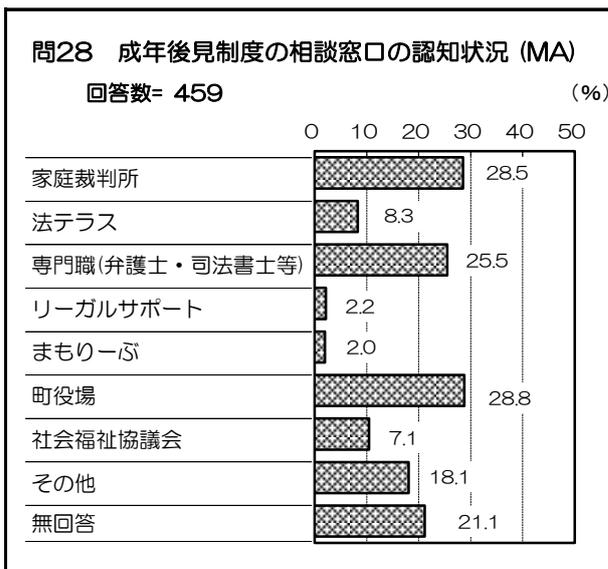
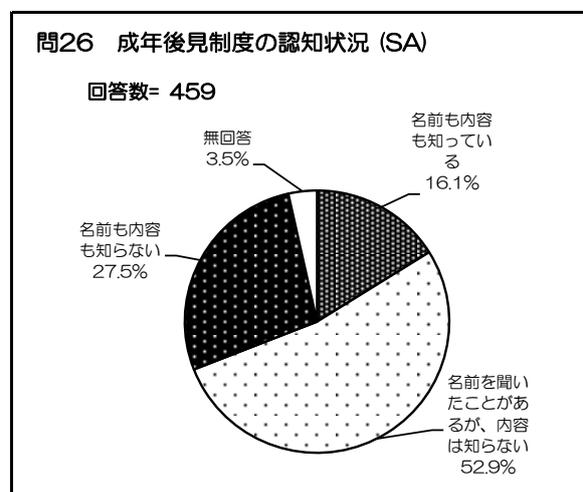
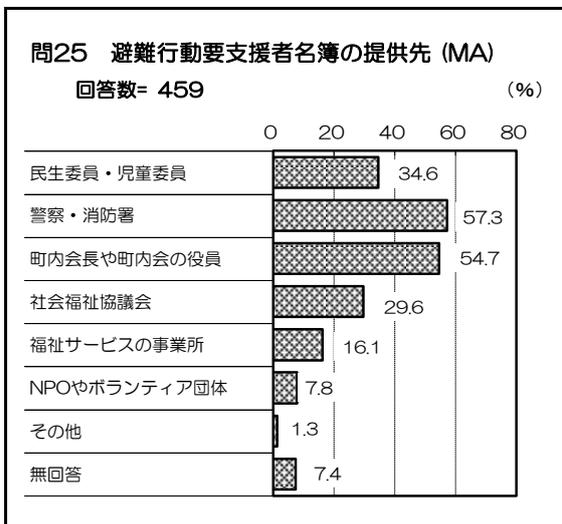
避難行動要支援者名簿[#]を提供しておくべき関係機関等では、「警察・消防署」や「町内会長や町内会の役員」が5割以上となっています。

成年後見制度の認知状況では、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」を合わせた『知らない』と答えた方が80.4%となっています。

また、成年後見制度の相談窓口の認知状況では、「町役場」が28.8%、「家庭裁判所」が28.5%、「専門職（弁護士・司法書士等）」が25.5%などとなっています。

生活困窮者自立支援法（制度）の認知状況では、「聞いたことはあるが内容は知らない」と「知らない」を合わせた『知らない』と答えた方が89.3%となっています。

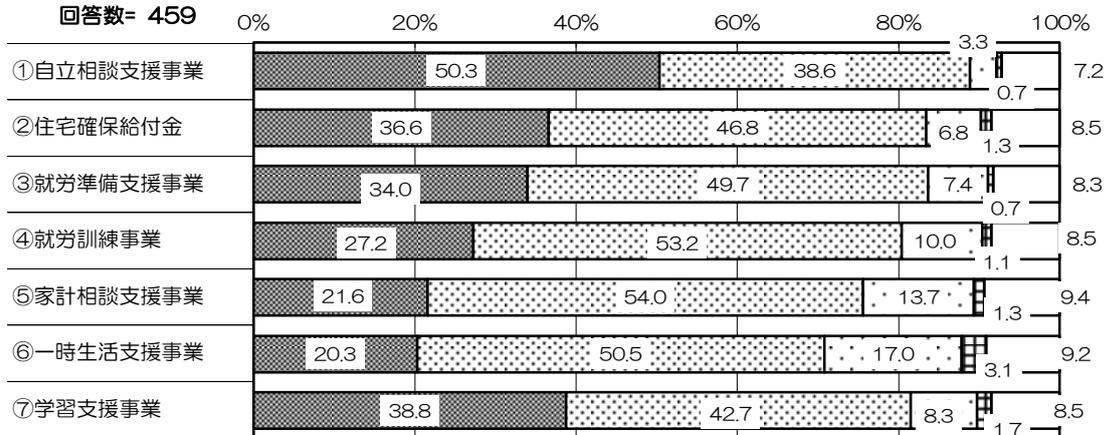
また、生活困窮者自立支援法（制度）の必要性について「必要不可欠である」と答えた事業では、『自立相談支援事業』が50.3%で、次いで『学習支援事業』が38.8%となっており、「どちらかという取り組みべきである」を含めると80%以上となっています。





問31 生活困窮者自立支援制度の必要性 (SA)

回答数= 459



必要不可欠である
 どちらかという取り組みべきである
 あまり取り組む必要はない
 まったく取り組む必要はない
 無回答

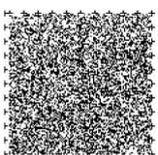
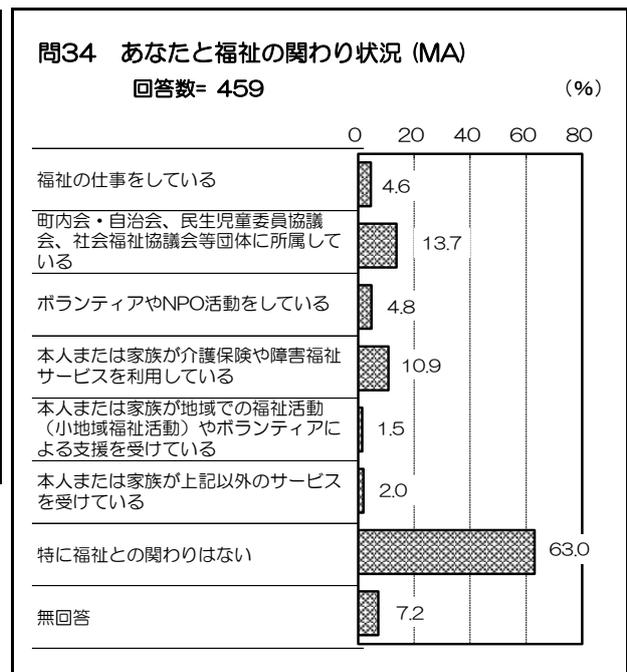
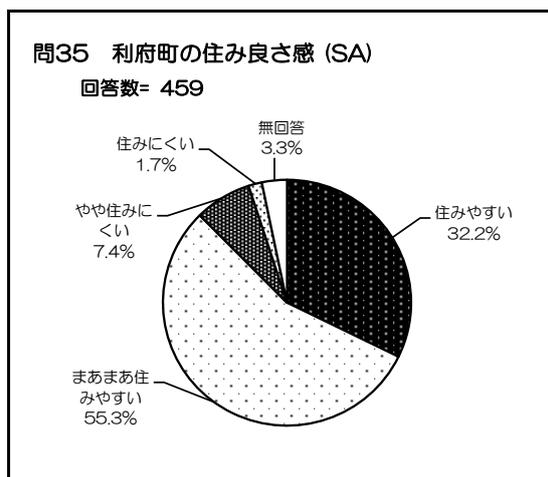
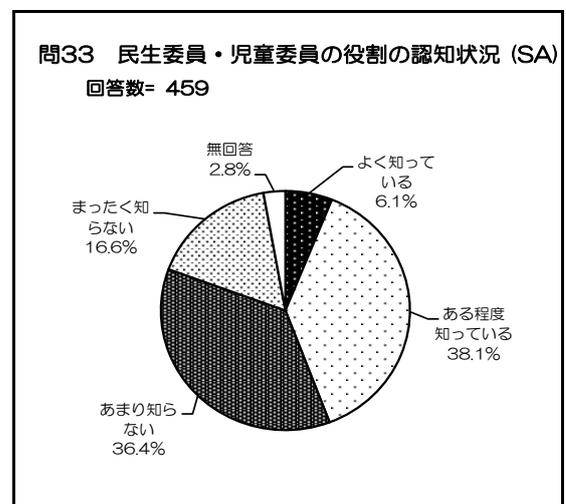
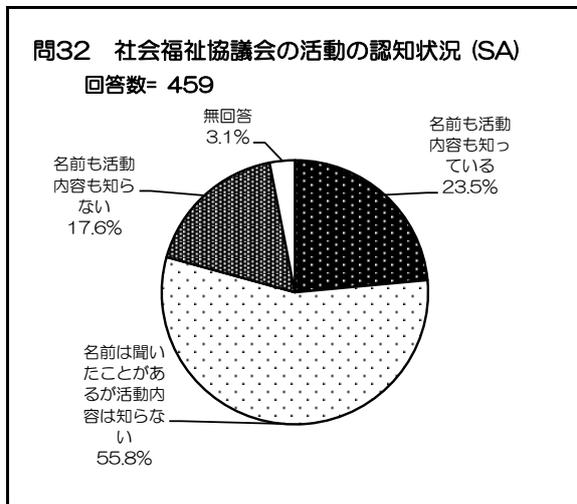




5 地域福祉に関する機関・団体や福祉のまちづくりについて

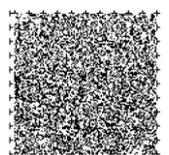
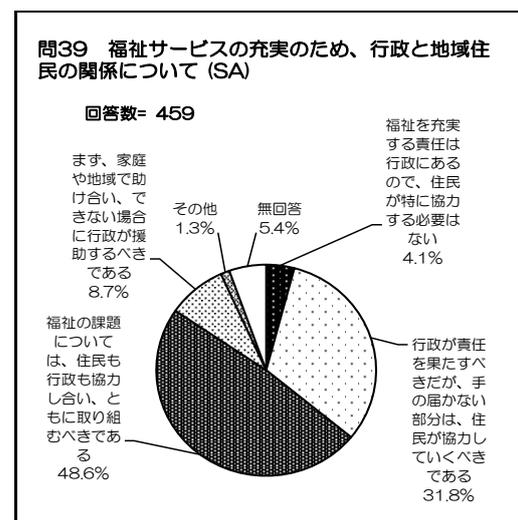
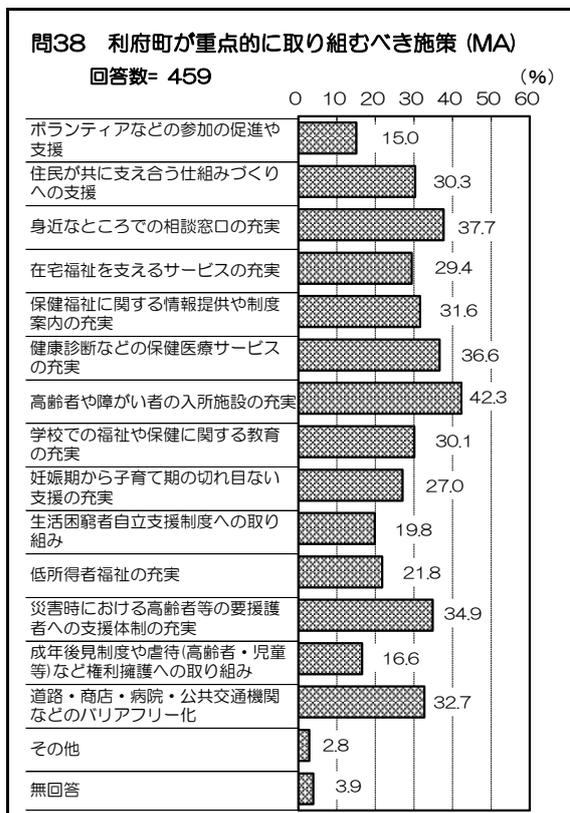
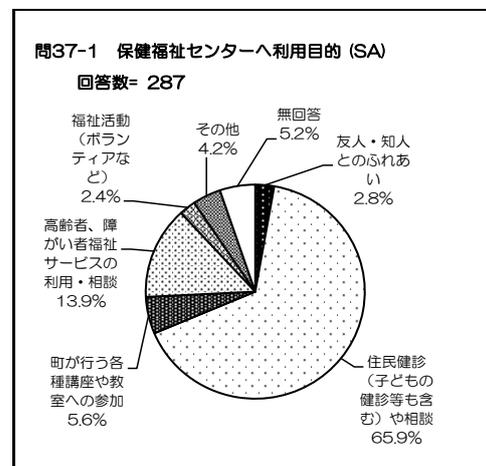
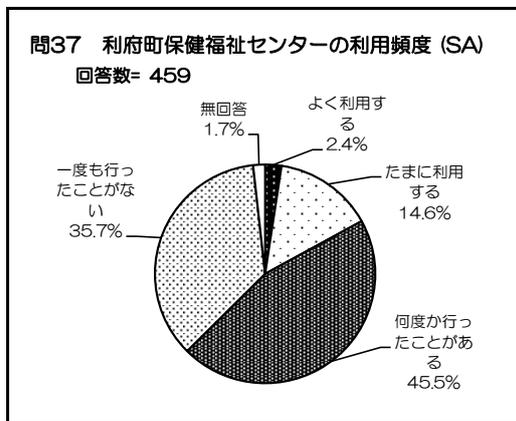
(1) 地域福祉に関する機関・団体と関わりや住み良さ感

地域福祉に関する団体・機関の認知度について、社会福祉協議会の活動の認知状況は「名前も活動内容も知っている」方が23.5%で、「名前は聞いたことがあるが活動内容は知らない」方が55.8%となっています。民生委員・児童委員[#]の役割の認知状況では、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』方が全体の44.2%、一方の「まったく知らない」と「あまり知らない」を合わせた『知らない』が53.0%となっています。また、福祉の関わり状況では、特に関わりを持っていない方が63.0%となっています。さらに、利府町の住み良さ感では、「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」を合わせた『住みやすい』と答えた方が、87.5%となっています。



(2) 保健福祉センターの利用状況と行政の取り組むべき重点的施策

利府町保健福祉センターの利用頻度では、「何度か行ったことがある」が45.5%、「一度も行ったことがない」方が35.7%、「たまに利用する」が14.6%、「よく利用する」が2.4%となっています。また、利用の目的では、「住民健診（子どもの健診等も含む）や相談」が65.9%と最も多く、次いで「高齢者、障がい者福祉サービスの利用・相談」となっています。また、利府町が重点的に取り組むべき施策では、「高齢者や障がい者の入所施設の充実」や「身近なところでの相談窓口の充実」、「健康診断などの保健医療サービスの充実」、「災害時における高齢者等の要援護者への支援体制の充実」などとなっています。さらに、福祉サービスの充実のため、行政と地域住民の関係については、「福祉の課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」が全体の約半数を占めており、「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は、住民が協力していくべきである」が30%以上となっています。





6 関係団体へのヒアリング調査

【ヒアリング調査概要】

本調査は、町の地域福祉推進の重要な役割として活動し、今後も期待される地域福祉関係団体等の今後の地域福祉推進に向けた意見や課題を把握することを目的として実施しました。

調査にあたっては、町内で活動する主要な地域福祉関係団体を対象とし、原則として当該団体の代表者など、組織の現状や問題を把握している方にヒアリングを行い、団体の現状や地域での活動状況を確認するとともに、各種関係団体における活動上の課題等や今後の地域福祉の課題について文書による調査を行いました。

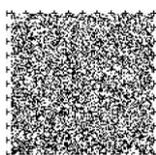
対象団体：利府町社会福祉協議会、利府町民生委員児童委員協議会、利府町身体障がい者福祉協会、利府町精神障がい者家族会あけぼの会、利府町手をつなぐ親の会、利府町ボランティア友の会、利府町食生活改善推進協議会、オープンスクールサポーター、ダンベルメイト、健康運動サポーター（ノルディックウォーキング歩こう会）、宮城県南部自立相談支援センター#宮城黒川事務所の計 11 団体

調査方法：新型コロナウイルス感染症感染予防のため、事前調査用紙（ヒアリングシート）送付・回収後に電話質疑応答形式によるヒアリングを実施

調査期間：令和2年6月～7月

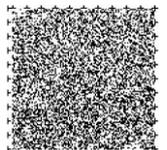
【ヒアリング調査の主な結果】

項目	内容
活動上の困難なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーのこともあるが、個人情報不足している。 ・地域住民の人々が民生委員の存在と活動を知らない人がいる。 ・町内会での民生委員の位置づけがしっかりになっていないところもある。 ・住民の地域への関心、関わりが薄れている。 ・地域における福祉の担い手づくりが進んでいない。 ・地域支援を考えるうえで、個人情報の取り扱いについて、不安がある。 ・地区活動の中での役場への申請が必要な事業（高齢者の居場所づくりなど）・・・いろいろな面倒なことが多いと感じています。 ・事業の内容などを現場に行ってみてほしいという気持ちもあります。 ・視覚障がい者がいつでもどこでも（スーパー、食堂）出入りできるよう、社会参加できるように考えていたが視野が狭かった。 ・新規の入会者が少なく減少傾向にあるので時代に合った会の在り方について悩んでいる。若い世代の障がい児・者のことについて全く把握できていない。



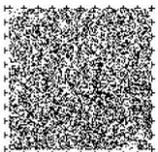


項目	内容
活動上の困難なこと	<ul style="list-style-type: none"> • 会員の高齢化と会員の減少、活動のマンネリ化や役員の担い手不足。 • 新規会員の加入者がほとんどない。 • 個人情報保護法や病気の閉鎖性から情報が入らない。 • 町民への障がい理解が必要である。 • 人集めに苦労しており、婦人会や老人会等にお問い合わせざるを得ない状況です。 • 一般の方に周知がなされていない。各地区回覧板等で周知しているが難しい現状であり、周知が重要です。 • サポーターの減少と高齢化で後任者がいない。 • 男性の参加者が少ない。 • 会員の方も年を重ねていきますので、どうして行こうかと悩んでいます。
他団体・行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 定例会を通して、行政との連携、研修の実施。 • 社会福祉協議会と必要に応じて懇談会を実施し、情報を共有する。 • 障がい福祉団体との意見交換会を実施。 • 中学校区ごとに学校の教師との情報交換会をして情報を共有する。 • 行政との情報共有と受託事業による連携。 • 民生委員協議会、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体との連携。 • 障がい者3団体連絡会と連携して町議、民協と交流を進めた。 • 社会福祉協議会及び利府町障がい福祉団体連絡会として、身障福祉協議会や家族会あけぼの会と連携・交流し、利府町民生委員・児童委員協議会と懇談などを実施。 • 県手をつなぐ育成会、塩釜地区手をつなぐ育成会等連絡会では、研修参加や情報交換を行い、宮城東部自立支援協議会では、広域での情報共有とネットワークを構築。 • 障がい者3団体との協議会発足による情報共有、宮城東部自立支援協議会との連携。 • 行政との情報交換の場の設定。 • 病気との関係で地域移行が進まないため、他の障がいとの違いについて理解が必要である。 • 女団連（今年度で解散）・JA 女性部よりの料理教室の依頼、移動研修会等。 • 利府町福祉センター健康づくり班との連携。



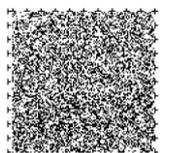


項目	内容
地域福祉の課題	<ul style="list-style-type: none">• 地域のネットワークを通して、支援が必要な人の早期発見をしてその支援を実施し、情報を共有していくことが大事だと考える。• 町政日より、機関紙他を通してさらに情報を提供していくことが大事である。• 地域住民と専門機関等の役割分担を明確化し、オール利府で取り組む体制が構築できればいいと考えます。• 地域福祉の課題解決に向けて、地域課題に対する住民の共通理解と実行部隊（担い手）を養成することに力を入れて取り組む。（できれば町内会単位がいい）• 地域住民（団体）と専門機関等をつなぐ総合的な調整役として、中核的な役割を担う期間（団体）があるといいのではと考えます。• 障がい者3団体といつも交流しながら様々な内容の相談をシェアしたい。• 町が福祉避難所[#]協定の締結や避難行動要支援登録制度の推進は大変ありがたい。聴覚障がい者や障がい者の親が高齢化した場合、町防災無線や広報車の声が聞き取りにくいので、情報が確実に届くようにシステムづくりが必要である。• 障がい者やその家族には障がいを知られたくない人もいるため、個人情報保護法がむしろ壁になっている。日頃より、近所づきあいを意識し、町内会や民生委員とのつながりを密にして地域で障がい児・者が普通に暮らせる地域づくりが重要と考える。• 食生活改善推進員としては災害支援が身近に思われますが、その他様々な研修を受けています。• サポーターが多数いると思いますので、行政もサポーターの方々を活用していただければと思います。• 他団体の情報がいきわたらないので情報の共有化がされればよいと思う。





項目	内容
その他	<ul style="list-style-type: none">• 地域のつながりが希薄化しているのが現状です。少人数でのお茶飲み会も大事である。• 多くの勉強会や研修会に積極的に参加して、自己研鑽して資質の向上に努めていくことが大事である。そして地域活動に活かしていくようにする。• どのような障がい者区分の方でも常に参加し話し合うこと。• 地域の皆さんに障がいを正しく理解していただくことが何よりも必要であり、それが健常者も障がい者も互いに支えあい安心して生活できるまちづくりや共生社会の実現につながると思います。• 全国手をつなぐ育成会では、障がい者理解を深める啓発活動に力を入れています。利府町においても行政との共催で勉強会・研修会を開催できたらいいなと思います。• 町には他市町に比べてグループホーム等の受け皿が少ない。地域の福祉施設に働きかけてほしい。• 二市三町の圏域で課題解決していくことも必要である。• 就労では、B型施設は増えているがA型の施設が増えて雇用が増えればよいが難しい。• 住民が何かあれば、何でもそこに連絡し、用件を整理して、担当の窓口につなぐような、一次ステーション（総合窓口相談センター）があればいいなと思います。• 町内会の小ブロック班の結束が望ましい。我が班（20世帯）は震災後年に5・6回コミュニケーションの場を作り家族の顔合わせや食事会、花見等を行い、問題も話し合い解決している。• 会の活動に町の福祉バスの活用ができないかと提案したいと思います。• 自分たちで現場に足を運び皆さんの話を聞くことが大事なのではないでしょうか。• 長くやっているとマンネリ化していくため、健康づくりのためにこんな情報がありますと専門家の方に教えて頂くことも大事かと思えます。





第4節 町民意識調査から見える課題

1 地域福祉活動の活性化の促進

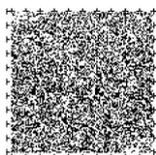
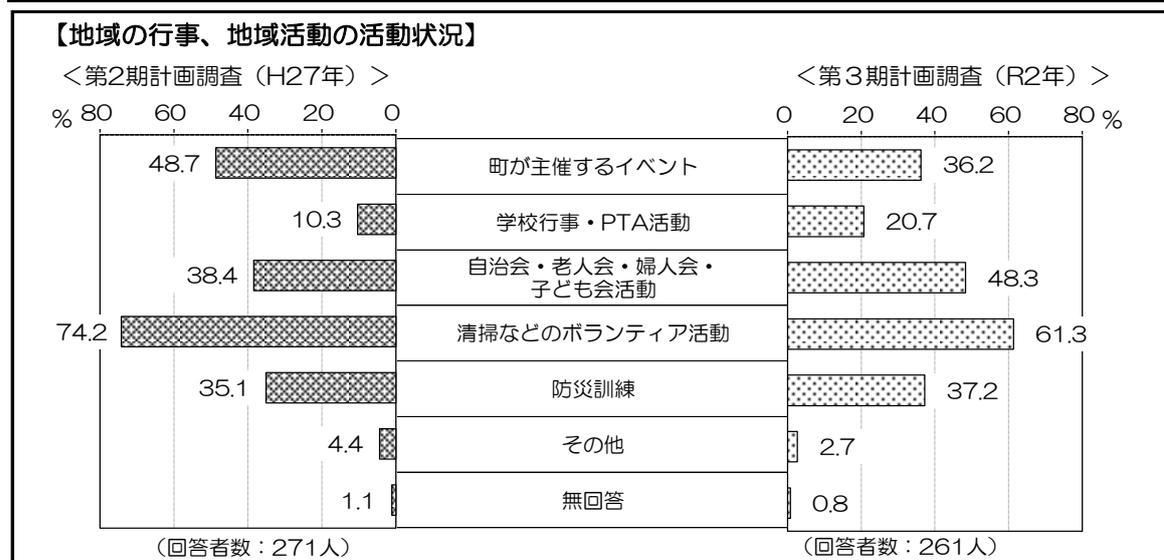
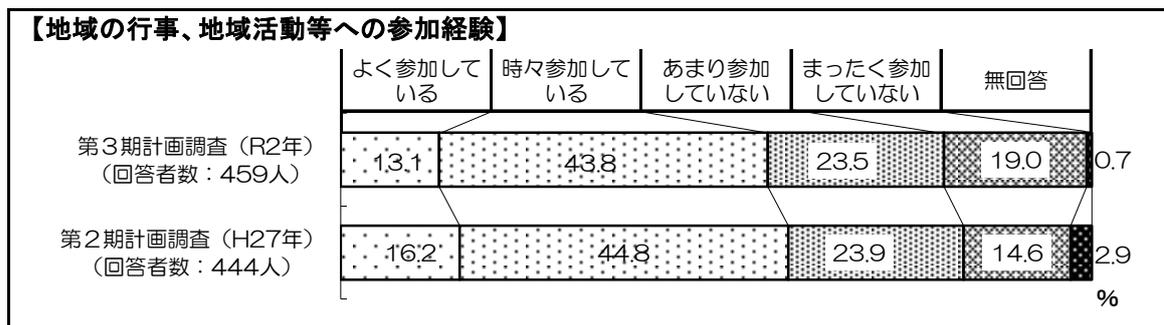
【アンケート調査結果の検証】

現状の地域の行事、地域活動等への参加経験では、「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせた『参加している』が61.0%から56.9%と4.1ポイント減少しています。

また、地域活動の活動状況において、第2期計画調査時と比較すると「学校行事・PTA活動」「自治会・老人会・婦人会・子ども会活動」「防災訓練」が前計画時より上昇し、一方「町が主催するイベント」「清掃などのボランティア活動」が減少しており、地域のコミュニティ活動の変化が示されています。

【検証結果から見えてくる課題】

コミュニティ活動においても従来のイベント活動の縮小や清掃活動などの減少傾向に対し、教育関係の活動や町内会活動などテーマを持った活動での参加傾向が示されていることから、活動の枠組みを超えたネットワークづくりや活動交流の多様性などを検討していく必要があります。





2 地域福祉ネットワークの情報共有化

【アンケート調査結果の検証】

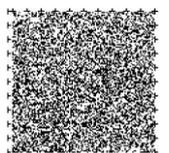
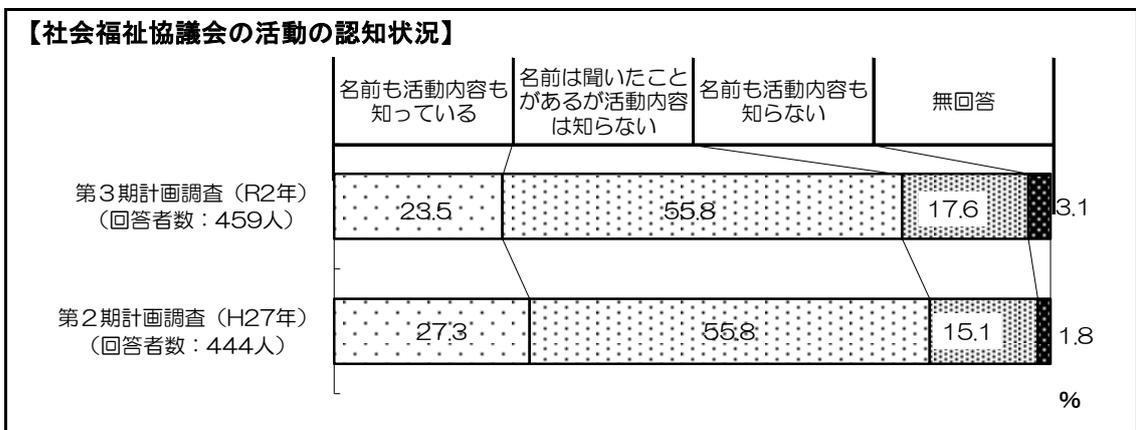
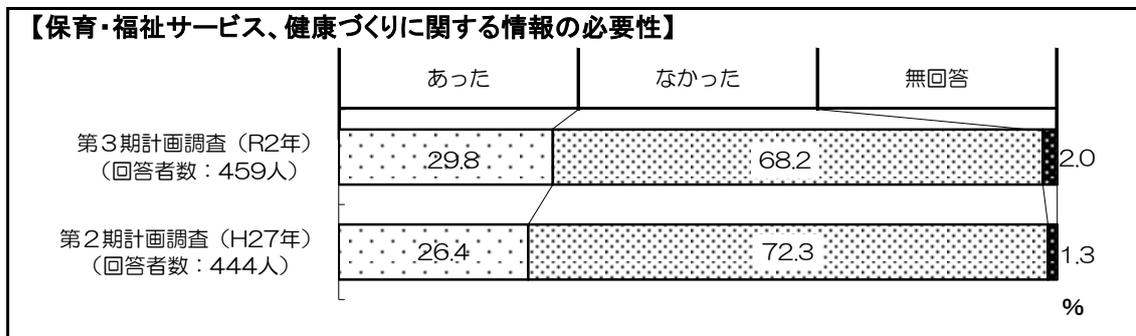
保育・福祉サービス、健康づくりに関する情報の必要性では、必要とされる方が第2期計画調査時と比較すると3.4ポイントの上昇を示しています。

また、地域福祉に関する団体・機関の認知度について、社会福祉協議会の活動の認知状況では「名前も活動内容も知っている」が第2期計画調査時と比較すると3.8ポイントの減少し、民生委員・児童委員の役割の認知状況では、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』が第2期計画調査時と比較すると2.8ポイントの減少となっています。

さらに、福祉や健康についての情報の充実等の要望では、第2期計画調査時と比較すると「健康づくりについてのサービスの情報」や「子育てについてのサービスの情報」などが上昇を示し、一方、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」や「ボランティア活動やNPOなどの住民活動についての情報」などが減少しています。

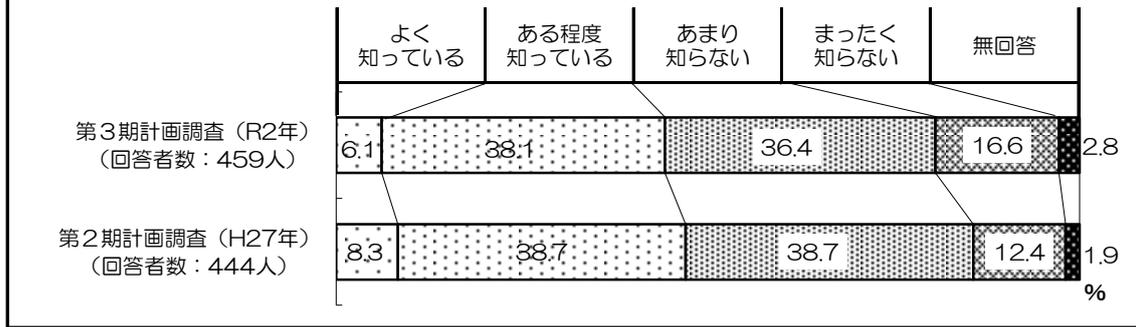
【検証結果から見えてくる課題】

必要性の高い情報がすぐに入手できる状況となっていますが、町の地域福祉の中核となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動等に関する認知度が減少を示しており、地域福祉を支える関係機関等からの情報提供の在り方など検討していく必要があります。





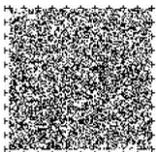
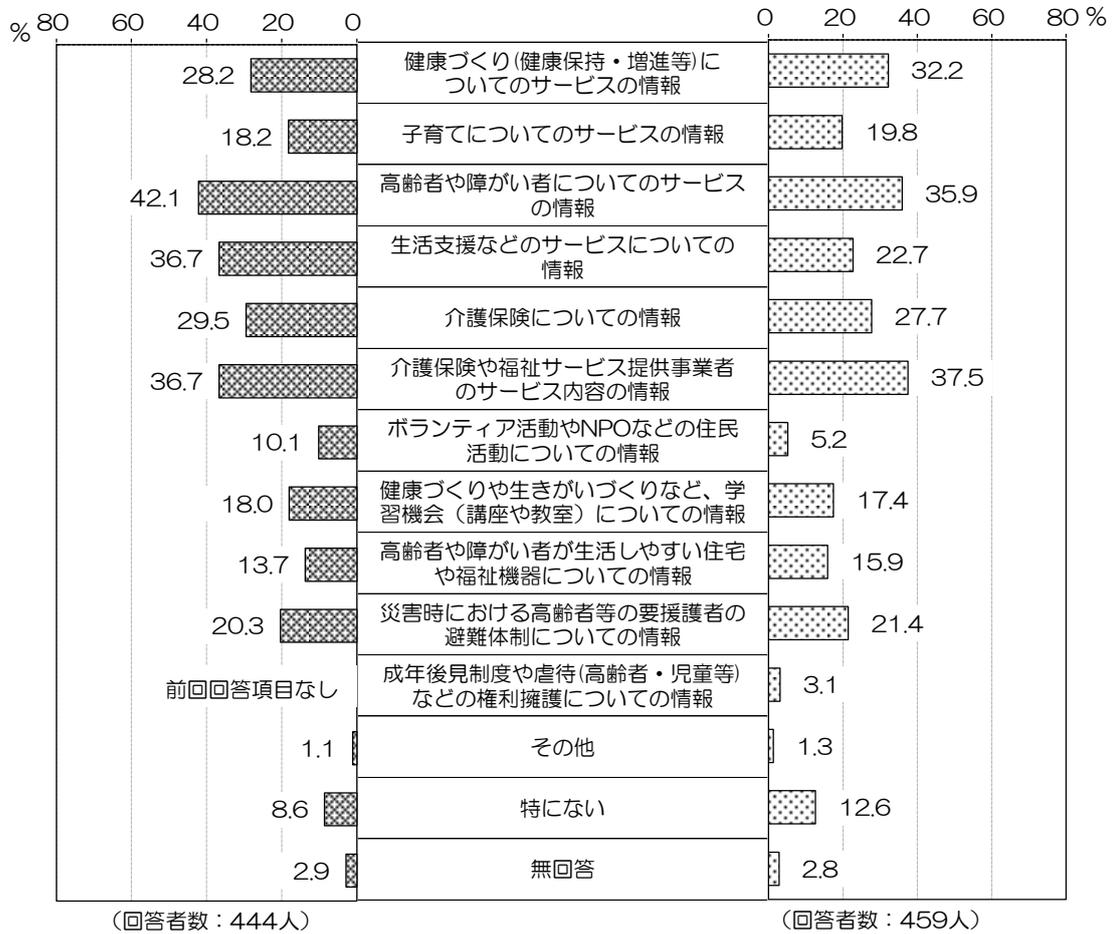
【民生委員・児童委員の役割の認知状況】



【福祉や健康についての情報の充実等の要望】

<第2期計画調査（H27年）>

<第3期計画調査（R2年）>





3 地域福祉の安全・安心のまちづくり

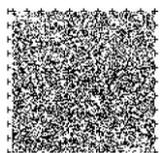
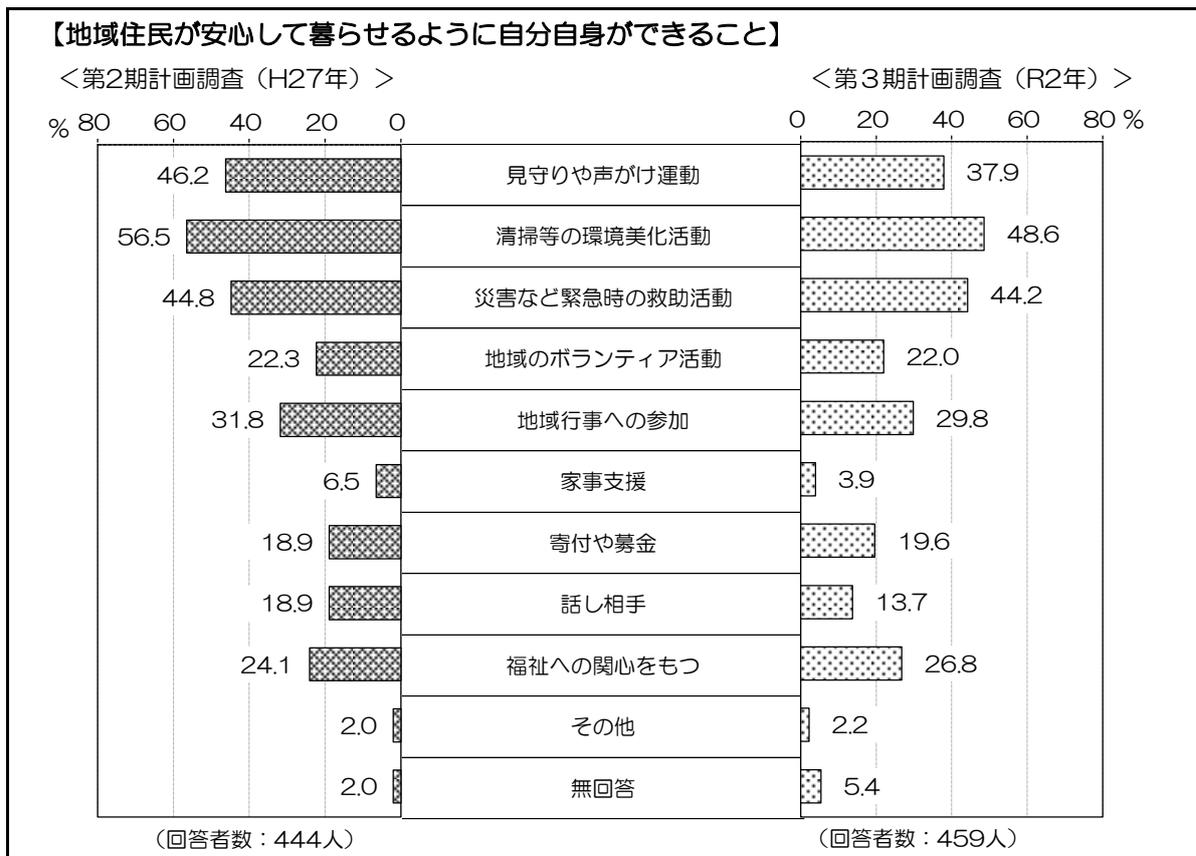
【アンケート調査結果の検証】

地域住民が安心して暮らせるように自分自身ができることでは、第2期計画調査時と比較すると「見守りや声かけ運動」や「清掃等の環境美化活動」など多くの項目で減少、またはほぼ同じ割合となっています。一方で、「福祉への関心をもつ」が2.7ポイントの上昇を示しています。

利府町が重点的に取り組むべき施策では、第2期計画調査時と比較すると「身近なところでの相談窓口の充実」や「在宅福祉を支えるサービスの充実」「保健福祉に関する情報提供や制度案内の充実」「学校での福祉や保健に関する教育の充実」「災害時における高齢者等の要援護者への支援体制の充実」などが増加を示しています。一方、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」などが減少となっています。

【検証結果から見えてくる課題】

住民自身が地域福祉活動へ主体的に参加することにより、身近なコミュニティ活動を活性化させる必要があるとともに、町としても、相談窓口の充実や保健福祉に関する情報提供を充実させることなどが求められています。

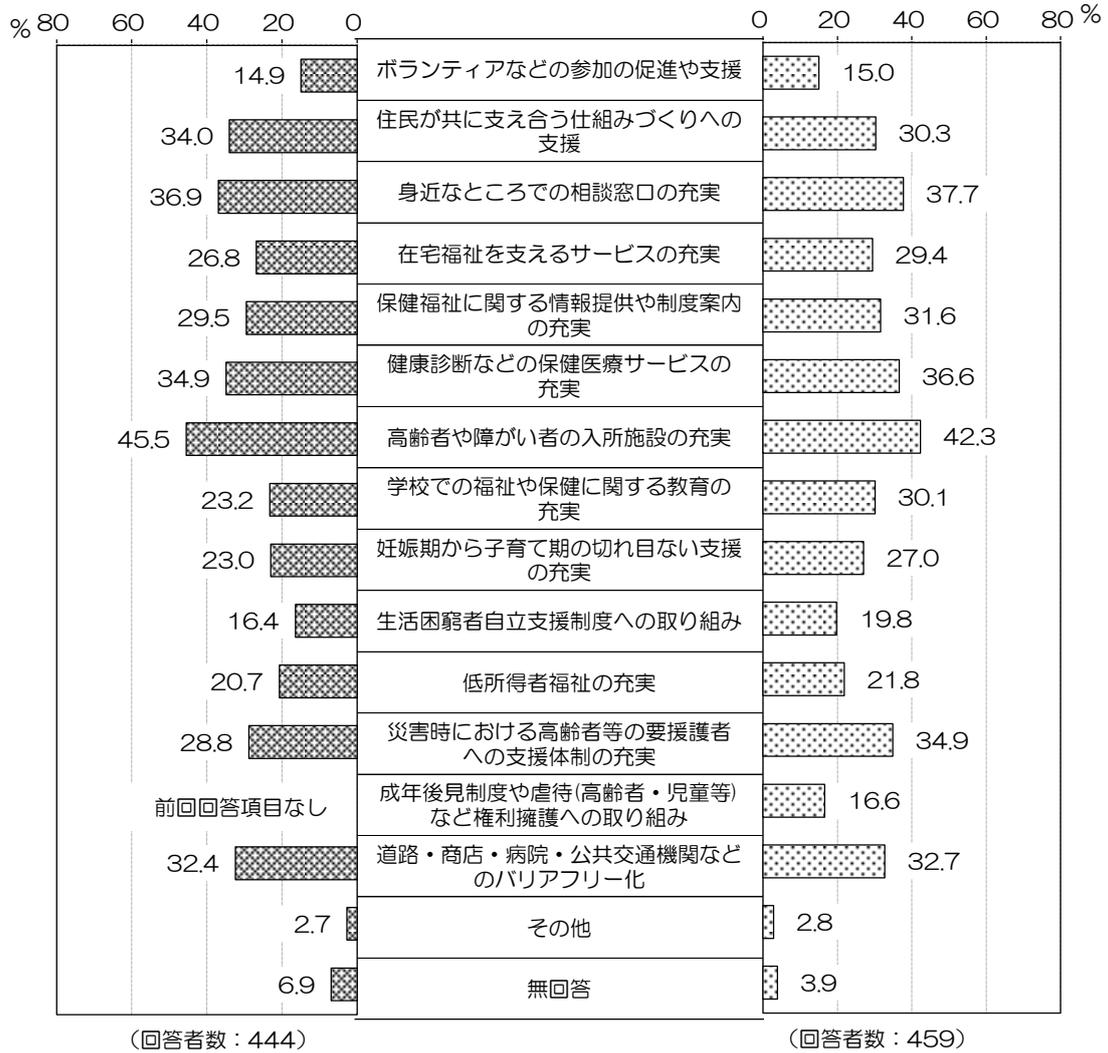




【利府町が重点的に取り組むべき施策】

＜第2期計画調査（H27年）＞

＜第3期計画調査（R2年）＞





第5節 第2期地域福祉計画の重点目標の達成状況

1 地域福祉活動の活性化の促進

地域での福祉活動には、住民同士の出会いや話し合い、支え合いの仕組みをつくり、多様な支援体制を築き、相互の信頼関係の下に活動を実践することが必要です。

地域における新たなつながり、連帯感の醸成や新しい地域コミュニティを創出するため、町内会や小学校区等の小地域における地域住民が主体となった積極的な活動を通じ、地域福祉の活性化の促進を図ります。

◆目標値



※5年間で2.5%の向上（1年あたり0.5%以上の向上を目指す）

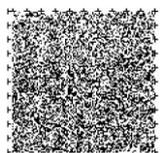
■達成状況



※調査結果（現状値）・・・「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」を合算数値

町民意識調査 問14

【小地域福祉活動への参加意向】	ぜひ参加 したい	できれば参加 したい	あまり参加 したいと 思わない	まったく興味 がない	無回答	
第3期計画調査（R2年） （回答者数：459人）	24.4	42.3	39.2	13.7	2.4	
第2期計画調査（H27年） （回答者数：444人）	20.0	44.8	39.2	11.1	2.9	%





【調査結果にみる達成状況】

第2期地域福祉計画の重点目標である地域福祉活動の活性化の促進における成果目標基準として、地域での福祉活動などへの参加意向では、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた『参加したい』が44.7%となっており、第2期計画調査時と比較すると2.1ポイントの減少を示し、目標値を4.6ポイント下回る結果となりました。

地域の声としても、地域のつながりの希薄化やマンネリ化の声があがる一方、積極的に実施する必要があるという意見もあり、必要性を認めつつも内容について悩んでいる地域の実情が伺えます。

地域の声



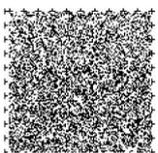
地域のつながりが希薄化しているのが現状です。少人数でのお茶会も大事！



私たちの班は震災後、年に5・6回コミュニケーションの場を作り家族の顔合わせや食事会、花見等を行い、問題も話し合い解決しています。



長くやっているとマンネリ化していくため、健康づくりのためにこんな情報がありますと専門家の方に教えて頂くことも大事かと思えます。





2 地域福祉ネットワークの情報共有化

地域での福祉の取り組みは、専門性を持ったそれぞれの活動主体が得意分野を生かしながら、無理なく、ともに協力できる体制をつくる必要があります。地域において住民、町内会やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、PTA、学校、福祉事業者、さらには社会福祉協議会、地域包括支援センターや行政がネットワークを形成し、地域内で情報の共有化を図り、ともに協力し助け合う活動を促進します。

◆目標値

保育・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手状況の向上

平成 27 年度（現状値）

59.8%

平成 32 年度（目標値）

62.3%

※5年間で2.5%の向上（1年あたり0.5%以上の向上を目指す）

■達成状況

保育・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手状況の向上

平成 27 年度（前回値）

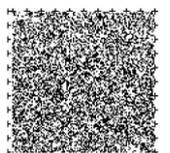
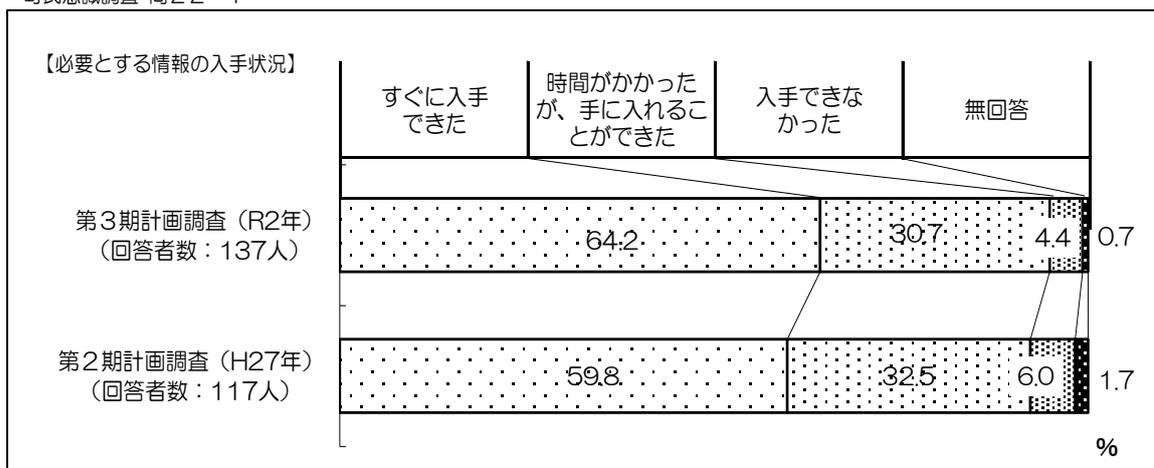
59.8%

令和 2 年度（今回値）

64.2%

※調査結果（現状値）・・・「すぐに入手できた」の数値

町民意識調査 問22-1





【調査結果にみる達成状況】

重点目標の地域福祉ネットワークの情報共有化における成果目標基準として保育・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手状況では、「すぐ入手できた」が第2期計画調査時と比較すると4.4ポイントの上昇を示し、目標値を1.9ポイント上回る結果となりました。

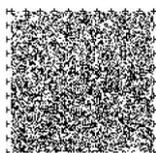
地域の声からも民生委員・児童委員やボランティア団体等、各団体との情報連携も積極的に行われており、様々な情報が共有化されている現状です。今後も SNS#の活用など情報媒体の多様化を含めた情報共有化を図り、積極的なネットワーク構築を推進するとともに、様々な機関と相互に協力・連携できる体制づくりの検討が必要となってきています。

地域の声



地域のネットワークを通して、支援が必要な人の早期発見をしてその支援を実施し、情報を共有していくことが大事だと考えます。

住民が何かあれば、何でもそこに連絡し、要件を整理して、担当の窓口につなぐような総合窓口相談センターがあればいいと思います。

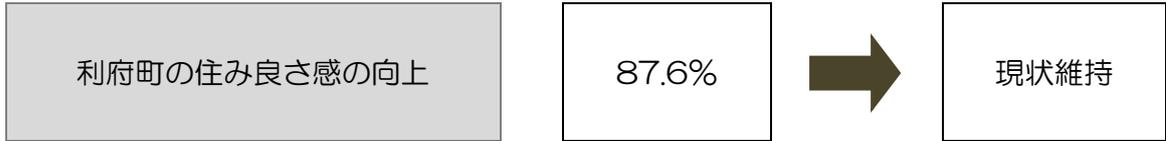




3 地域福祉の安全・安心のまちづくり

安全・安心して生活できる環境づくりには、高齢者世帯や障がい者の世帯、子育て世帯、生活困窮世帯などへの様々な支援が必要です。地域で安全・安心な暮らしができるように災害時や緊急時の地域の協力体制を築くとともに、困ったことがあれば気軽に相談できる支援体制の構築に努めます。

◆目標値



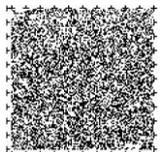
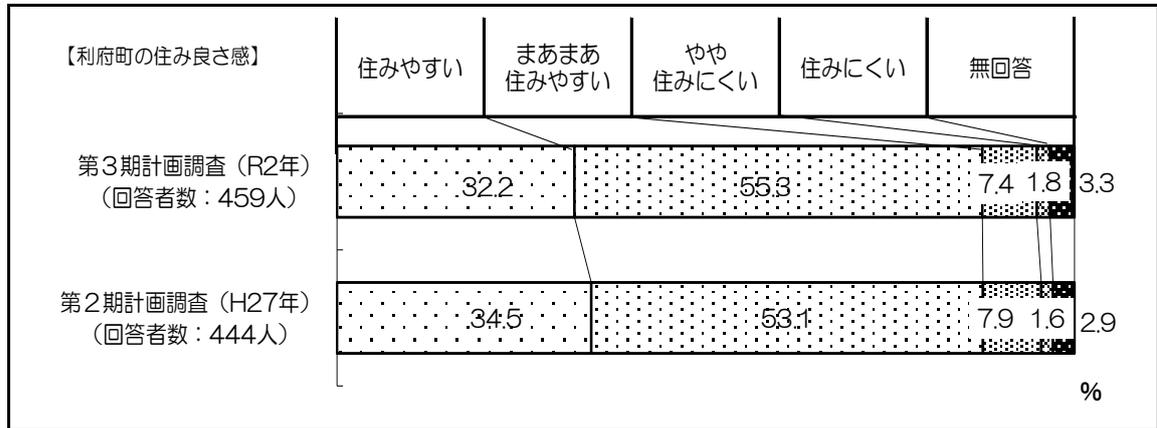
※5年間で現状維持以上

■達成状況



※調査結果（現状値）・・・「住みやすい」「まあまあ住みやすい」の合算数値

町民意識調査 問35





【調査結果にみる達成状況】

重点目標の地域福祉の安全・安心のまちづくりにおける成果目標基準として、利府町の住み良さ感の向上では、「住みやすい」と「ほぼ住みやすい」を併せた『住みやすい』が87.5%となっており、第2期計画調査時と比較すると0.1ポイントの減少でしたが、ほぼ現状維持を示しています。

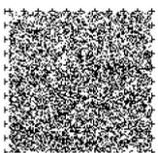
地域の声でもあげられているとおり、日頃から住民同士のつながりを築き上げることで、互いに支え合い、安心して生活できるまちづくりが実現されると考えられます。

地域の声



日頃から、近所づきあいを意識し、町内会や民生委員とのつながりを密にして地域で障がい児・者が普通に暮らせる地域づくりが重要と考えます。

町が福祉避難所協定の締結や避難行動要支援者登録制度の推進は大変ありがたい。





第6節 第3期地域福祉計画の基本理念・方針

1 基本理念

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう行政、地域住民、福祉サービス事業者やボランティア、NPO等様々な主体が互いに協力して、地域の多様な社会資源を活用し、公的サービスのみでなく住民同士の助け合いによって推進していく取組です。

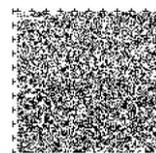
また、わが国においては、地域共生社会の実現に向けて、地域における誰もが「他人事」ではなく「我が事」として支え合いの関係性に加わり、「丸ごと」の包括的な仕組みを作っていくという指針が示されており、これは本計画が目指す地域福祉推進の考え方そのものでもあります。

そこで、本計画においては、第1期及び第2期地域福祉計画で推進してきた目標を基盤としながら、令和3年度からの新たな利府町総合計画における将来像「みんなの夢がかなうまち」を目指すため、『たがいを認め合い 支え合う 幸せを実感できるまちづくり』を新たな基本理念として定めることとします。

この理念のもと、町民一人ひとりが年齢や性別などにとらわれることなく、住み慣れた地域の中で、充実した生活を送ることを幸せに感じることができるよう、地域住民と行政、福祉の関係者や事業所等が連携し、地域の様々な課題を解決しながら、より良い利府のまちづくりを進めていきます。

計画の基本理念

**たがいを認め合い 支え合う
幸せを実感できるまちづくり**





2 重点目標

本計画では、福祉の各分野における事業を具体的に推進していくため、前計画に引き続き「地域福祉活動の活性化の促進」「地域福祉ネットワークの情報共有化」「地域福祉の安全・安心のまちづくり」の3つを重点目標として掲げ、具体的施策の展開を図ります。

(1) 地域福祉活動の活性化の促進

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域福祉に関する活動への地域住民等のさらなる理解と参加の促進を図ります。

また、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境づくりを進め、地域福祉の活性化を図ります。

(2) 地域福祉ネットワークの情報共有化

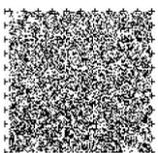
改正社会福祉法では、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と、関係機関との連携等による解決が目指されています。

地域において住民や関係機関（町内会、ボランティア、民生委員・児童委員、NPO、PTA、学校、福祉事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政等）が、地域内の多様な情報を共有することにより、個々が抱えている課題や問題の解決に向け、互いに協力し、横断的な連携ができるように努めていきます。

(3) 地域福祉の安全・安心のまちづくり

核家族化が進み、地域や近隣の助けあいの関係が希薄になってきているために、高齢世帯の増加、孤独死、自殺、詐欺や悪質商法による消費者被害などが増えています。

また、生活困窮の問題や災害・緊急時の地域の協力体制を築くことも地域福祉の重要なテーマであり、今後増えていく地域の課題・問題に対して、気軽に相談できる支援体制の構築と、地域住民による助け合いの地域づくりを進めます。





3 施策の項目と施策の展開

本計画では国、県との整合性を図り、施策項目を「地域づくり」「人づくり」「基盤づくり」の3つに区分し、地域福祉推進の主軸と位置づけます。

(1) 地域づくり（支え合いのある地域づくり）

地域福祉を推進していく中で、一人ひとりの個性やライフスタイルを尊重した地域づくりとともに、地域コミュニティの維持や活力あるまちづくり、地域のつながりや支え合いの維持・新たな構築を目指していくことが求められています。

ソーシャル・インクルージョン[#]の考え方を基本に、だれもが住み慣れた地域で生活できるよう、ひとり暮らしの高齢者、障がいのある人や子どもを地域住民全体で支え合う体制づくりと、交流の場づくりによる地域の活性化を図ります。

(2) 人づくり（地域の福祉をはぐくむ人づくり）

地域福祉活動は多くの人の善意や使命感によって支えられています。地域での福祉活動を積極的に推進するためには、より多くの人に福祉活動の大切さや尊さを理解してもらい、福祉活動への参加意識を向上させる必要があります。住民自身が地域福祉や福祉活動に関心を抱けるよう、関係機関と連携しながら、広報・啓発活動等に努めていきます。

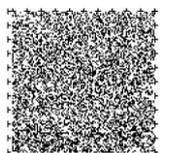
また、福祉サービスの担い手となる専門的な人材の育成を図るためにも関係機関と連携し、福祉従事者等の研修機会を提供することに努めるとともに、ボランティアや NPO の活動を支援することにより、地域福祉サービスの資質の向上を図ります。

(3) 基盤づくり（連携と協働で築く地域福祉）

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化し、また、保健、医療、福祉その他複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

そのため、保健・医療・福祉の連携によるネットワークと、地域での支え合いの仕組みづくりとして地域包括ケアシステムの充実を図ります。また、地域福祉活動や地域貢献を行っている住民、各種団体、企業等と連携した協働の体制づくりを進めるとともに、認知症や障がい等により判断能力が不十分な方への権利擁護推進のための地域連携を図るなど、だれもが地域で安心して生活するための総合的な基盤づくりに努めます。

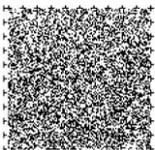
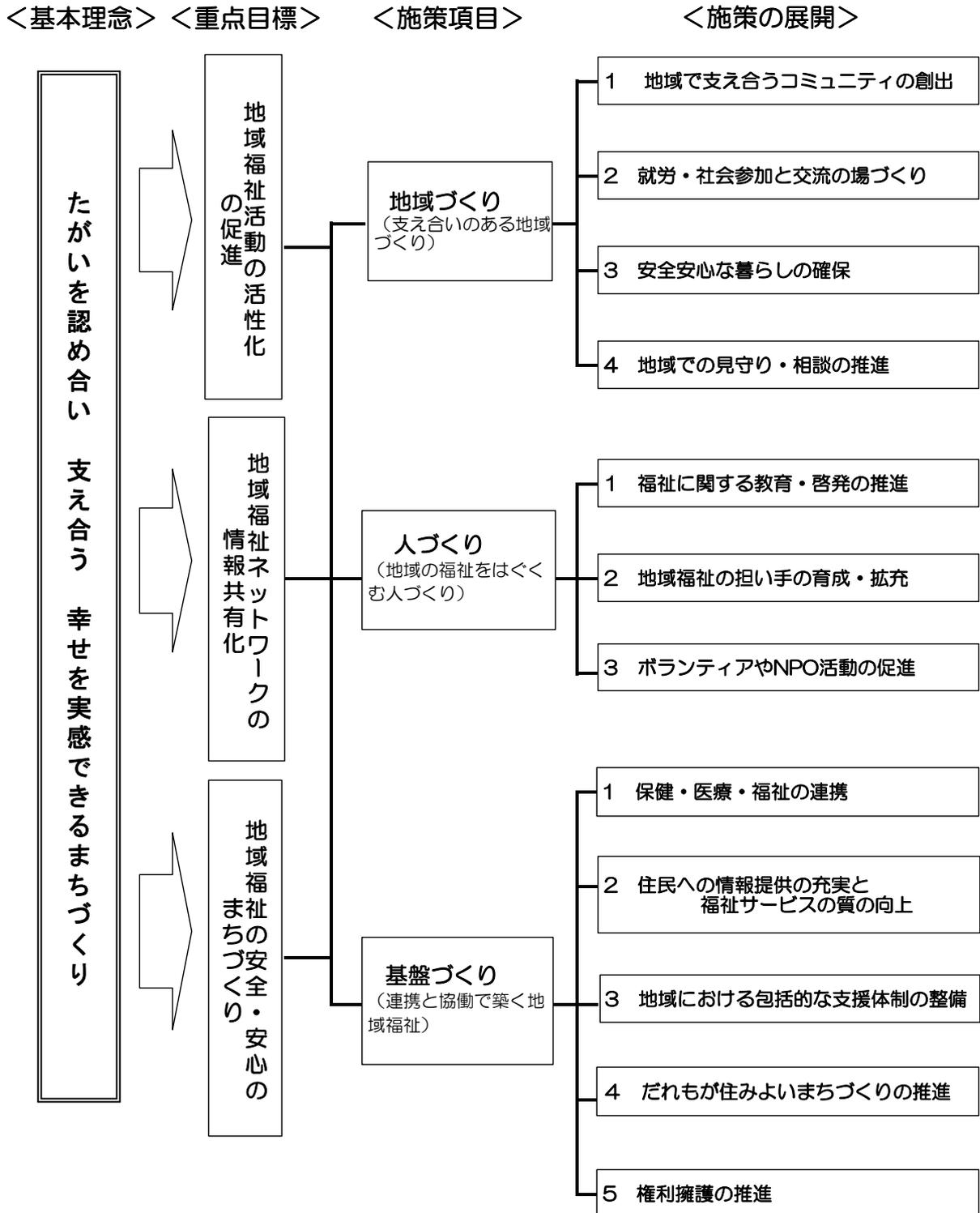
なお、権利擁護の推進を図るため「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容についても包含します。





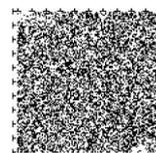
4 施策の体系

本計画では、施策体系を以下のように位置づけています。





第2章 各論





第1節 地域づくり ～支え合いのある地域づくり～

1 地域で支え合うコミュニティの創出

【現状と課題】

地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

暮らしにおける人と人のつながりを深めていくことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりに向けて、地域全体で支える仕組みや環境づくりを進めるとともに、地域住民が主体となった活動を促進し、互いに支え合うコミュニティ創出を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

地域のつながりの強化や地域活動への住民の参加促進が求められているため、地域住民が行政と連携・協働した住民主体の新しい地域コミュニティ創出の取り組みを支援します。

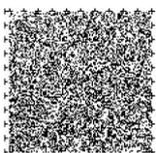
町内会等の自治組織や、ボランティアグループ等の研修機会の確保など、学習活動を推進し、住民が地域の課題について協力し合いながら、自ら解決していく地域づくりを支援します。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域の催事や行事等様々なコミュニティ活動に可能な範囲で参加することに努めます。 地域住民に関心を持ち、地域のつながりを深めます。 様々な研修機会を活用し、地域福祉の理解に努めるとともに福祉活動へ積極的に参加します。
--------------------	---

地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に応じた様々なコミュニティ活動を行います。 社会福祉協議会など関係機関と連携し、自主的な福祉活動を展開します。 地域の公民館、集会所等の地域の活動拠点となる施設を活用し、住民同士の交流促進のための拠点づくりに努めます。
--------------------	--

町の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 様々な福祉課題を地域で解決できるような仕組みづくりを支援します。 福祉活動における人材確保や地域住民の理解・協力を得られる環境づくりを支援します。 地域との懇談会、講演会や勉強会等の開催等、住民の地域福祉活動への理解や参加意識を高めるための取り組みを実施します。
-------------------	---





2 就労・社会参加と交流の場づくり

【現状と課題】

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、就労や社会参加など、いわば地域での暮らしや生きがいを持てる場の確保にも及びます。

高齢者や障がいのある人等が、住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて、生きがいをもって生活できる社会づくりに向けて、就労の機会への支援、地域活動、誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動を推進していく必要があります。

また、生活困窮者やひとり親家庭の保護者等に対して個々の状況に応じた自立に向けた適切な支援を進めていく必要があります。

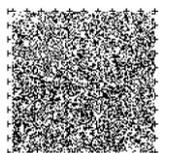
【取組の方向性】

地域住民の多様なニーズに応じた生涯学習活動への参加が促進される取り組みを支援するとともに、年齢や体力に応じて楽しめる生涯スポーツを通じた健康づくり活動を支援します。

また、各団体が様々な交流活動を行うため、活動の場を確保できるように支援するとともに、高齢者や障がいのある人の就労機会の確保や生きがいづくりなどの活動を支援します。さらに、生活困窮者やひとり親家庭の保護者等に対して個々の状況に応じた自立に向けた適切な支援を行います。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われる様々なイベントに参加します。 ・生涯スポーツを通じた健康づくりを行います。 ・年齢や体力、経験に応じた様々な就労機会や役割を持ちます。
地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なイベントの情報を共有し、住民の参加機会をつくります。 ・サークル活動などを通じた生涯学習活動や生涯スポーツの普及に努めます。 ・関係団体と連携して、高齢者や障がいのある人が身近な地域で活躍できるよう支援します。
町の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なイベントなどの情報を共有し、参加機会を確保できるようにするとともに、生涯学習活動への積極的な住民参加を支援します。 ・シルバー人材センター等関係機関と連携し、様々な就労機会が得られるよう支援します。 ・生活困窮者やひとり親家庭の保護者等に対して個々の状況に応じた支援ができるよう、自立相談支援センターなどの関係機関と連携し、自立に向けた情報提供などを行っていきます。





3 安全安心な暮らしの確保

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人等で防災活動等に支援を要する方々（以下、「要配慮者[#]」）は、災害などの緊急時には自力で身を守ることが困難であるため、大規模な自然災害時に備えて、住民と地域、行政が連携し、要配慮者を支援する体制づくりを推進していく必要があります。

また、子どもや高齢者、障がいのある人等が犯罪や交通事故等の被害に遭うことを防ぐため、地域と連携した取り組みを進めていく必要があります。

特に、認知症や知的障がいなどにより判断力に不安がある人が、振り込め詐欺や訪問販売などの被害に遭うことが社会問題になっており、これらの方々の権利擁護、権利行使の保護の推進を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

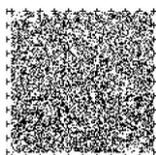
大規模な自然災害時に、要配慮者への避難誘導や安否確認、見守りなどが確実に行われるような地域における体制づくりを支援します。

警察、防犯ボランティア、地域、家庭、学校、行政が連携の強化を図り、孤立死、高齢者や障がいのある人を狙った犯罪、子どもを巻き込んだ事故や犯罪の未然防止に尽力し、災害時の避難支援等、安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみで推進します。

【施策の展開】

住民の 取組み

- 地域における日常的な見守り、また日常的に挨拶や声かけを実施するなど近所でのつながりや関係づくりを大事にし、災害時の避難支援等を円滑にできるよう努めます。
- 地震等の災害発生時に近隣の安否確認や避難誘導など助け合いを行います。
- 防犯パトロールや不審者情報の提供、子どもたちの安全を守るなど防犯活動に努めます。
- 消費者被害に遭わないために、消費生活に関する情報に関心を持ちます。
- 家庭で子どもへの交通安全教育をします。



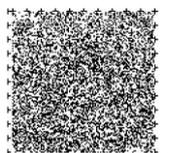


地域の 取組み

- 町内会、民生委員・児童委員等の関係機関・団体が連携し、災害発生時の安否確認や円滑な避難誘導等を行えるよう、地域における協力体制を築きます。
- 防犯協会など関係機関・団体と連携した啓発活動を通じ、地域ぐるみの交通安全・防犯体制づくりをします。
- 子どもたちの安全を守るために地域、学校、行政が連携を図り、地域活動を行います。

町の 取組み

- 防災関係機関と連携し、総合防災訓練の実施や自主防災組織の活動への協力など地域コミュニティの防災体制づくりを支援します。
- 避難行動要支援者の支援体制整備に努めます。
- 地域や学校等と連携し、子どもたちの安全を守る地域活動を支援します。
- 交通安全教室、講習会等を通じて、交通安全の普及・啓発に努めます。
- 振り込め詐欺や訪問販売など消費者被害に遭わないように、消費生活に関する相談や情報提供に努めます。





4 地域での見守り・相談の推進

【現状と課題】

高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、様々な課題を抱える人たちへの支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが課題となっています。

地域でのネットワークを強化し、地域での見守り・声かけ活動を推進していくとともに、福祉や医療、健康問題、生活困窮、ひきこもり、自殺予防対策など、住民の日常生活に生じる様々な課題に対する身近な相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。

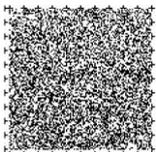
【取組の方向性】

要配慮者への安否確認や孤立防止、子どもたちの健全育成、また自殺ハイリスク者等の早期発見につながるよう、地域主体のネットワーク体制づくりを支援します。

町内会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、日常生活における様々な問題に対する相談体制や、生活困窮者、ひきこもり等の状態にある人の自立に向けた相談・支援に取り組めます。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の住民と互いに見守りや声かけを行います。 ・悩みや不安などを抱え込まずに、地域の民生委員・児童委員や専門機関などへ相談します。
地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状を把握し、地域住民の実情に応じた安否確認や孤立防止、子どもたちの健全育成などの見守り・声かけ活動を行います。 ・地域での見守り・声かけ活動を拡げるため、企業等の営業活動と連携を含めた取り組みを進めます。
町の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り・声かけ活動を促進し、安否確認や孤立防止、健全育成の活動を支援します。 ・要配慮者に対する「見守り・発見（安否確認）、相談、必要なサービスや専門機関へのつなぎ」機能を強化します。 ・生活困窮者に対する相談支援を行い、個々の状況に応じた生活支援等を継続的に行い、自立と社会参加を促進します。 ・民生委員・児童委員等関係機関と連携し、様々な地域課題への相談・支援を行います。





第2節 人づくり ～地域の福祉をはぐくむ人づくり～

1 福祉に関する教育・啓発の推進

【現状と課題】

ともに支えあう地域づくりを実現し、地域福祉の活動を活性化していくためには、住民一人ひとりが地域福祉の主役となって取り組んでいくことが重要です。

そのためには、広く市民の福祉意識を高め、地域の福祉課題や地域福祉活動の必要性について啓発していくことが重要であることから、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動、福祉教育の充実に努めていく必要があります。

自殺対策が推進されている中で、自殺予防に向け、自殺と関連深いうつ病等のこころの病気に関する知識の普及・啓発等を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

高齢者や認知症の人、障がいのある人に対する支援など福祉について学習する機会を確保し、住民の福祉に関する意識の向上が図れるよう支援します。

認知症の人や障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ環境づくりに取り組むとともに、高齢者福祉への関わりや障がいに対する正しい理解と認識を深める普及啓発を推進します。

また、自殺対策に関する広報・啓発、自殺と関連の深いうつ病等の病気に関する正しい知識の啓発活動等を行います。

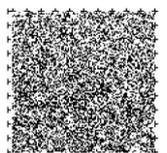
【施策の展開】

住民の取組み

- ・自分が福祉サービスを受ける人にもなり、支える人にもなり得ることの福祉意識を高めます。
- ・子どもや高齢者、障がいのある人の人権を尊重します。
- ・家庭・地域・職場等の生活や活動で男女平等の意識を高めます。
- ・自殺と関連深いうつ病や依存症等のこころの病気に関する意識を高めます。

地域の取組み

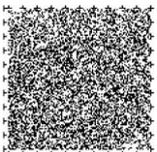
- ・地域福祉に対する関心を高めるため、社会福祉協議会等と連携し、体験学習や福祉学習の機会をつくり、住民の理解と意識向上を図ります。
- ・家庭・地域・職場等において男女平等の環境づくりに努めます。
- ・自殺と関連深いうつ病や依存症等のこころの病気で悩む方が関係機関等へ気軽に相談できる環境づくりに努めます。





町の
取組み

- 地域全体でともに支えあう福祉意識を高めるため、広報紙やイベント等の機会を通じて福祉情報を提供します。
- 子どもや高齢者・障がいのある人への虐待や暴力の禁止など、基本的人権について広報紙やホームページ等を活用した情報提供を行います。
- 男女共同参画[#]による地域づくりの広報等を通じ、家庭・地域・職場等で男女平等、DV問題の意識啓発に努めます。
- 地域住民へ自殺対策についての広報・啓発を行い、自殺防止に向け住民へ周知してまいります。





2 地域福祉の担い手の育成・拡充

【現状と課題】

多様な福祉ニーズに対応できる専門知識を持った人材の確保を図るとともに、民生委員・児童委員を含めた地域福祉活動の新たな担い手の育成に努めます。

また、町内で活動している高齢者福祉、子育て支援、障がいのある人への支援、健康づくり、安全・安心などの様々な団体と連携し、地域の人々が福祉の活動に主体的にかかわれる環境づくりを進めていく必要があります。

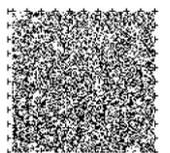
【取組の方向性】

地域福祉活動の展開には、リーダー的な役割を担う人材や、積極的に活動へ参加する人材が不可欠であり、地域の福祉活動に関する積極的な情報提供と併せて、新たな地域の担い手が生まれるような環境づくりに努めます。

また、地域の方々が福祉の担い手として各地域で活動できるよう、地域住民をはじめ関係機関・団体と連携し、地域で支え合うシステムの構築を支援します。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none">• 自分の経験や技能を地域の福祉活動に生かします。• 住んでいる地域に関心を持ち、自分の可能性を広げるため、身近な町内会・自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加します。• いざという時の助け合いのきっかけとなるよう、福祉や救命救急、特殊詐欺防止などの講習会や防災訓練その他のイベントに、近隣や知人で誘い合って参加します。
地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none">• 町内会や民生委員・児童委員、保健協力員、社会福祉協議会と連携し、地域における自主活動を推進するリーダーの活動支援や育成を行います。• 日々の見守り活動などから、困難を抱える人や地域の課題に気づき、支援につなげることができる地域福祉の担い手の育成を図ります。
町の 取組み	<ul style="list-style-type: none">• 関係機関等と連携し、様々な研修機会を通して地域での福祉活動を担う人材の確保を支援します。• 地域や団体、関係機関と連携し、地域福祉を推進するリーダーの育成や活動を支援します。





3 ボランティアやNPO活動の促進

【現状と課題】

福祉課題が多様化、複合化し、これまでの介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題が増えてきています。

また、増大し続ける福祉ニーズに対して、行政サービスを中心とする公助のみでは、必要十分な対応を行うことは困難となっています。今後さらにボランティアやNPOが地域福祉活動を支える重要な担い手として活躍できるよう、地域福祉の担い手の育成や人材を発掘する取り組み、地域住民が活動に参加しやすい場の提供等に努めていく必要があります。

【取組の方向性】

ボランティアやNPOの活動についての啓発活動、情報の周知活動を行うなど、住民が地域福祉の担い手、支える側として参加しやすい環境づくりに努めます。

各種講座、イベント等により住民の地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある住民が活動しやすい場の確保等に努めます。

障がいのある人や家族など、当事者の自発的な活動ができるよう、交流の場の確保などインフォーマル[#]な活動を支援します。

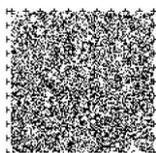
【施策の展開】

住民の 取組み

- 地域活動団体の活動内容や活動状況などの情報の把握に努めます。
- ボランティア活動やNPO活動に関心を持ち、ボランティア体験や交流会などに参加します。

地域の 取組み

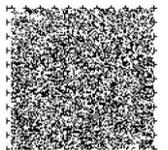
- 社会福祉協議会や関係団体と連携し、地域のボランティア団体等の紹介や活動内容など情報の提供に努めます。
- ボランティア団体やNPO等と連携し、ボランティア体験や交流会の開催など情報交換・共有の場の確保に努めます。
- 町内会や地域関係団体と連携し、地域の人材発掘に努めます。





町の 取組み

- 地域ぐるみの福祉活動が活性化するように関係団体と連携し、地域のボランティア団体や活動団体の把握と情報提供に努めます。
- 地域の人材発掘や育成を図るために、地域で取り組む研修や交流会など活動の場の確保を支援します。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、その他ボランティア団体、NPO等の活動について、広報紙やホームページ等を通じて積極的に情報発信を行い、住民の福祉意識の向上と活動への理解を深めるよう努めます。





第3節 基盤づくり ～連携と協働で築く地域福祉～

1 保健・医療・福祉の連携

【現状と課題】

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進められています。

高齢者や障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者などの多様なニーズをすくい取り、保健・医療等を必要とするすべての住民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制の確立と、そのためのネットワークの強化を図っていく必要があります。

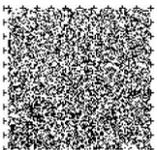
【取組の方向性】

複合化・多様化する住民の保健・医療・福祉に関するニーズに適切に対応できるように保健・医療・福祉の連携体制を強化し、住民のだれもが保健福祉の総合的なサービスを受けることができるようサービス提供体制の充実を図ります。

また、地域住民が町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の団体や関係機関と連携し、地域での福祉活動の課題に対し、主体的に取り組む仕組みづくりを支援します。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 行政や地域で開催する健康学習の場に積極的に参加します。 十分な睡眠、バランスの良い食事、適度な運動を心がけます。 定期健康診断を受診して自分の健康管理に努めます。
地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 住民一人ひとりが健康で生き生きとすごせる地域づくりを推進します。 保健協力員や食生活改善推進員等と連携し、地域住民の健康への関心を高めます。
町の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉に関する情報を提供し、健康に関する意識の啓発に努めます。 住民、地域、福祉サービス提供事業者、病院等、関係機関と連携し、在宅医療・介護の情報共有と適切な情報提供を図り、地域包括ケアシステムによる地域で支え合う関係づくりの支援をします。 保健・医療・福祉の総合的な拠点として、保健福祉センターの適正な業務管理に努めます。





2 住民への情報提供の充実と福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

福祉サービスへのニーズが多様化し、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題のような課題や、介護と育児に同時に直面するダブルケアの課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

福祉サービスを必要としている人やその家族が、必要なサービスや事業者等に関する情報を入手しやすいよう、あらゆる媒体や機会を通じた情報提供の充実と、地域における福祉ネットワークの形成、福祉サービスの向上に努めていく必要があります。

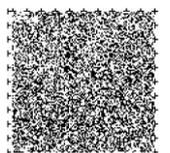
【取組の方向性】

地域での様々な生活課題を抱える人や、多様なサービスを必要とする人が、適切かつ迅速にサービスを利用できるように、情報提供の充実に努めます。

また、社会福祉協議会や関係団体と連携し、地域における福祉ネットワークの形成や、住民が安心してサービスを選択できるよう福祉サービスの質の向上に努めます。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none">・広報紙や町ホームページ等による福祉サービス等の情報の入手に努めます。・福祉サービスの利用等に関し、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所、関係機関等の相談窓口を積極的に活用します。
地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域住民が必要とするサービスの把握に努め、行政等への情報提供の充実と共有を図ります。・多様な情報を共有するため、社会福祉協議会や関係団体、事業所等が連携し情報発信に努めるとともに、福祉ネットワークの形成に努めます。・社会福祉協議会が行う「小地域ネットワーク[#]」などの取り組みについて協力するとともに、周知に努めます。
町の 取組み	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人などに配慮し、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。・様々な情報媒体（SNS等）を利用し、多くの方が情報を得られる提供体制の充実に努めます。・地域や関係機関と連携し、介護保険サービスや障害福祉サービス、地域の支え合いを含めた包括的なサービスの情報提供に努めます。・サービス提供事業者に対しての指導・監督等を通じ、福祉サービスの質の向上に努めます。





3 地域における包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という考え方を基にして、高齢者のみならず、障がいのある人、ひとり親家庭、そして生活困窮者など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とすることが求められています。

だれもが自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関が連携し、地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築を推進します。

妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携し、切れ目のない支援を推進します。

また、高齢者、子どもなどに対する虐待や、近年増加しているひきこもりや生活困窮者の実態把握、自殺防止の取り組みを進めるとともに、相談、支援体制の構築を推進します。

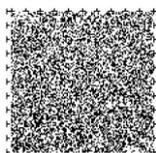
【施策の展開】

住民の取組み

- ・ 民生委員・児童委員など地域の相談役や行政の相談窓口の把握に努め、身近な人などが困っている場合には情報交換をします。
- ・ 町内会や民生委員・児童委員など地域の見守り活動を行う人とのコミュニケーションが深まるよう心がけます。
- ・ 中高生を含む次代の親となり得る人へ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義や大切さを伝えていきます。

地域の取組み

- ・ 要配慮者などに対する虐待や、高齢者の閉じこもりなど、地域で様々な問題を抱える人たちに対する見守り活動を行います。
- ・ 民生委員・児童委員をはじめ、町内会やボランティア団体、各種団体、企業と連携を図り、地域で支え合う地域包括ケアを推進します。
- ・ 学校、家庭及び地域が連携・協力して子育て世帯を支えるネットワークづくりを推進します。
- ・ 自殺と関連深いうつ病や依存症等のこころの病気で悩む方が、自殺対策ネットワーク会議や関係機関等へ報告・相談できるよう連携支援に努めます。

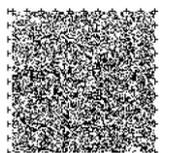




町の
取組み

- 援護を必要とする方々一人ひとりに合ったサービスを提供できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- 子育て中の親子の交流の場や子育て支援に関する情報の提供、相談しやすい体制づくりなど子育て支援サービスの充実に努めます。
- 妊娠期から子育て期の様々な相談に対し、子育て世代包括支援センターや関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。
- 生活困窮者の安定した生活に向け、自立相談支援センター等との連携を図りながら、適切な支援に努めます。
- 住民や地域、各種団体、企業等と連携し、地域包括ケアシステムの構築と周知に努めます。
- 自殺対策ネットワーク会議※を推進し、自殺の未然防止や自殺防止対策に努めます。

※自殺対策ネットワーク会議：自殺対策は家庭や学校、職域など社会の全般に関係しており総合的な対策を進めるため、関係機関の連携のもと効果的な取り組みができるよう幅広い関係機関や団体等で構成しています。





4 だれもが住みよいまちづくりの推進

【現状と課題】

従来、福祉とまちづくりは受益的かつ整備的なものとして考えられがちでした。しかし、支え合いや助け合いは、人のつながりが最も大事とされています。近年では、地域の課題はできるだけ地域で解決できるよう、すべての人が地域福祉の担い手として役割を持ち、自然な助け合いができるまちづくりが求められています。

身近な地域のつながりを深め、高齢者や障がいのある人をはじめ、だれもが地域での暮らしを「住みよい」と感じることができるとまちづくりを推進していく必要があります。

【取組の方向性】

子どもや高齢者、障がいのある人の視点に立ち、だれもが安全で快適に生活できるまちづくりを目指します。また、住んでいる地域に関心を持ち、交流の輪が広がることで、だれもが「住みよい」と感じられるまちづくりを推進します。

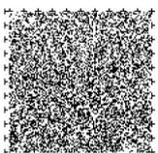
また、本計画の基本理念でもある「幸せが実感できるまちづくり」の視点で、福祉以外の様々な分野と連携し、地域の活性化につながる取り組みを進めます。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none">子どもや高齢者、障がいのある人が困っている時には声掛けや手助けをします。住んでいる地域の人、出来事などに関心を持ち、コミュニケーションを積極的に図りながらお互いに助け合います。
------------	---

地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none">地域の高齢者や障がいのある人が参加しやすいイベントの開催に努めます。快適で住みやすい地域づくりと、住民同士のつながりを深めるために、町内会などが行う様々な福祉活動を推進します。各種団体、企業等の地域貢献や福祉活動への積極的な参加を促進し、住みよいまちづくりの輪を広げます。
------------	--

町の 取組み	<ul style="list-style-type: none">子どもや高齢者、障がいのある人などだれもが安心して暮らせるまちづくりに向けた意識の醸成に努めます。地域住民や関係団体・機関等が行う福祉のまちづくりを支援します。「幸せが実感できるまちづくり」の視点で、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決のため、庁内各部署と連携していきます。
-----------	---





5 権利擁護の推進（＊成年後見制度利用促進計画の内容を含む）

【現状と課題】

高齢者、障がいのある人、子どもに対する虐待やいじめ、性別や人種等による差別・偏見など人権が侵害される問題が後を絶たないことから、社会全体が人権に対する理解と認識を深められるような取り組みが必要となっています。

地域の中には認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが難しくなっている人も増えてきており、そのような権利擁護が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげる地域の仕組みづくりが求められています。

成年後見制度をはじめとする判断能力が不十分な方への権利擁護など、住民の日常生活に生じる様々な課題に対して関係機関と連携した支援体制の充実を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

権利擁護の考え方の基礎となる人権意識の醸成を図るため、情報提供や意識啓発に努めます。

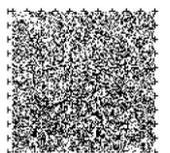
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが難しい人や自ら声をあげることができず権利や生活を守ることができない人のために、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、金融機関等と連携して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方への権利擁護支援のため、中核機関の役割を担う地域連携ネットワークの構築を図ります。

【施策の展開】

住民の 取組み	<ul style="list-style-type: none">・たがいに認め合う社会づくりが進むよう、人権意識の関心を高めます。・悩みや不安などを抱え込まずに、地域の民生委員・児童委員や専門機関などへ相談します。・権利擁護や成年後見制度について理解します。
--------------------	---

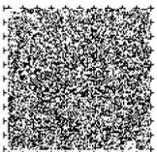
地域の 取組み	<ul style="list-style-type: none">・地域全体で人権に対する理解と認識を深められるよう、人権に関する情報提供や各種啓発活動への参加を促します。・団体や関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護を受けることができるよう地域のネットワークづくりを図ります。
--------------------	--





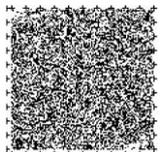
町の 取組み

- すべての人の人権が尊重され、たがいに認め合う地域づくりができるよう、人権に関する情報提供や広報啓発の取り組みを行います。
- 性別や人種等の差別や偏見をなくすよう、男女共同参画や差別解消などに関する情報提供を行い、人権意識の醸成に努めます。
- 成年後見制度についての周知を行うとともに、その制度の円滑な利用につながる取り組みを進めます。
- 社会福祉協議会と連携し、成年後見制度についての理解・周知を図ります。
- 民生委員・児童委員等関係機関と連携し、様々な地域課題への相談・支援体制づくりに取り組みます。





—— 第3章 成果指標の設定 ——



第1節 計画の重点目標の成果指標

1 地域福祉の重点目標の達成について

本計画では、「地域福祉活動の活性化の促進」「地域福祉ネットワークの情報共有化」「地域福祉の安全・安心のまちづくり」の3点を重点目標として掲げています。今回の計画では、本計画の重点目標の進捗状況を示す基準として、町民意識調査の結果等をもとに新たな成果指標の設定を行います。

【成果指標】 本計画の成果指標については、町民意識調査の結果を指標としています。

(1) 地域福祉活動の活性化の促進



※調査結果（現状値）…『今後地域での福祉活動への参加意向』
⇒「ぜひ参加したい」「できれば参加したい」を合算数値

◆**目標値** 5年間で2.5ポイントの向上
(1年あたり0.5ポイント以上の向上を目指す) ※少数点以下は四捨五入とする。

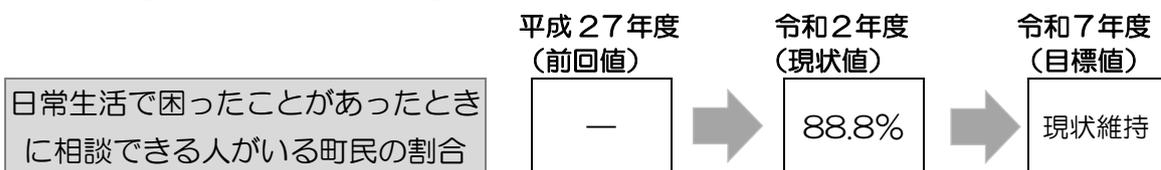
(2) 地域福祉ネットワークの情報共有化



※調査結果（現状値）…『保育・福祉サービス、健康づくりに関して必要とする情報の入手状況』
⇒「すぐに入手できた」の数値

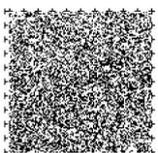
◆**目標値** 5年間で2.5ポイントの向上
(1年あたり0.5ポイント以上の向上を目指す) ※少数点以下は四捨五入とする。

(3) 地域福祉の安全・安心のまちづくり



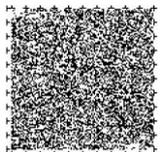
※調査結果（現状値）…『日常生活で困ったことがあったときに相談の状況』
⇒「相談できた」の数値

◆**目標値** 5年間で現状維持以上





—— 第4章 計画の推進に向けて ——





第1節 計画の推進体制

1 地域共生社会を目指した体制づくり

地域福祉においては、地域生活課題が多様化、複雑化するなか様々な福祉ニーズに対応するために、地域住民をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係団体、事業者、行政など様々な主体との連携が求められています。

これからの地域福祉において、「地域住民や関係団体、事業者、行政」は地域福祉の推進を努める主体として位置づけられています。地域住民一人ひとりが事業者、社会福祉に関するボランティア、行政などと連携・協力し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、互いに認め合い、支え合いながら、幸せを実感できる地域共生社会を目指した体制づくりを推進します。

2 地域力の深化による包括的な支援体制の構築

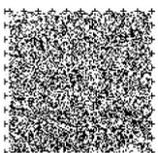
社会情勢の変化に伴い、少子高齢化や独居世帯の増加、近隣関係や家族関係の希薄化などを背景に、自分を中心に家族等で支え合う「自助[#]」の機能は低下しています。こうした現状を補うため、住民一人ひとりが互いに認め合い、隣近所での助け合いや見守り活動等により、地域で活動するグループや団体、事業者等が支援していく「共助[#]」のまちづくり、行政を中心に公的な福祉サービスを提供する「公助[#]」での対応を包括的に進めていくことが重要となってきました。

地域福祉の対象となる高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者だけでなく、制度の狭間にある人や複合的な問題を抱える人も含め、すべての町民が地域生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として助け合えるような地域とするため、包括的な支援体制を構築していきます。

3 地域福祉を支える連携体制

(1) 住民・地域の連携

地域住民が、住み慣れた地域で互いに認め合い、支え合い、安心して暮らせる地域とするため、高齢、障がい、子育て支援、権利擁護など各分野の関係機関と地域の関係団体や事業者などが連携して福祉コミュニティの充実を進めます。CSW[#]（コミュニティソーシャルワーカー）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会、老人クラブ等地域の各種団体など地域福祉ネットワークの連携の充実を図ります。





(2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会では、「第3期地域福祉活動計画」の策定、進行管理に努めるとともに、各種団体や地域を構成する多くの住民と連携し、課題や方向性を共有したうえで、福祉サービスの提供やボランティアの育成などそれぞれの立場から地域福祉計画を一体となって推進します。

4 計画の情報共有と住民参加の推進

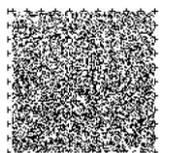
(1) 計画の周知・情報共有

計画の周知にあたっては、地域住民や関係団体、社会福祉協議会など地域福祉を推進するそれぞれの関係者が本計画の基本理念を共有し、広報やホームページ、イベント等、様々な情報媒体（SNS等）や機会を通じて、計画内容の周知を図ります。

また、地域の活動や取り組みについては、地域の回覧板、広報紙等を活用し、地域全体での情報共有を図ります。

(2) 住民参加・参画の推進

地域の催事や行事等様々なコミュニティ活動など住民による地域ぐるみの取り組みを支援し、ボランティア活動の活性化や住民参加型の事業・行事を推進し、住民一人ひとりが地域での福祉活動に参加・参画できる地域づくりを推進します。



第2節 計画の進行管理

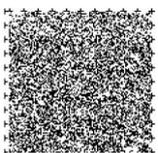
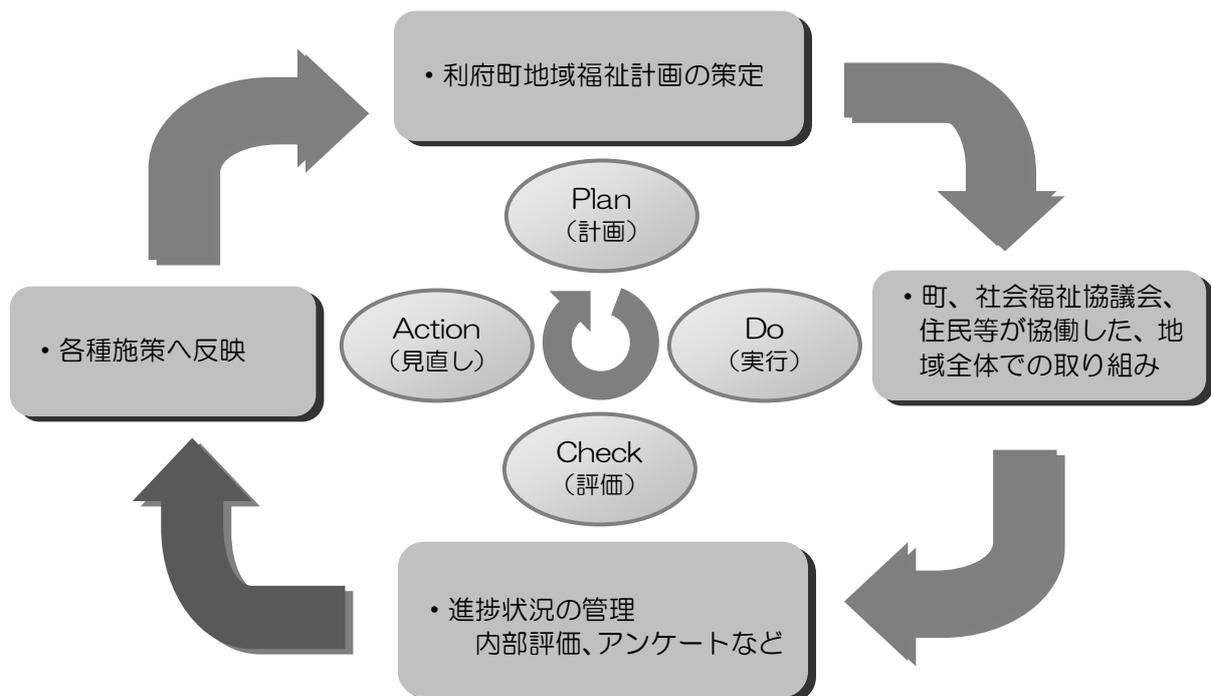
1 進行管理

計画の進行管理として、計画期間の最終年度において、地域福祉計画の進行状況の評価を行います。

各関連計画に基づく事業の進行状況については、個々の計画において進行状況を把握し評価・検証を行い、適切な進行管理に努めます。

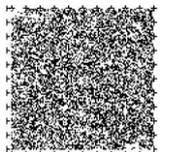
2 PDCAサイクルによる評価・検証

地域福祉計画の策定 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、対策 (Action) というPDCAサイクルに基づき、計画の評価・検証を行い継続的に推進します。





資料編





1 利府町地域福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく地域福祉計画の策定に当たり、地域住民等の意見を反映させるため、利府町第3期地域福祉計画策定懇話会(以下「策定懇話会」という。)を置く。

(意見等を求める事項)

第2条 策定懇話会において意見又は助言を求める事項は、利府町第3期地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関する事項、その他町長が必要と認める事項とする。

(委員)

第3条 策定懇話会の委員は、12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民を代表する者
- (2) 地域福祉に関し学識経験のある者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するときまでとする。

(運営)

第5条 策定懇話会は町長が招集し、進行役は保健福祉課長の職にある者をもって充てる。

(報償費等)

第6条 策定懇話会に出席した委員には、予算の定めるところにより報償費及び旅費を支給するものとする。ただし、国又は地方公共団体の職員若しくは申出のあった委員には、支給しないものとする。

(庶務)

第7条 策定懇話会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

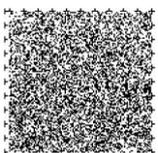
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

(この要綱の失効)

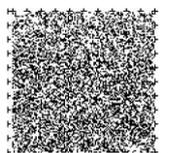
2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。





2 利府町地域福祉計画策定懇話会委員名簿

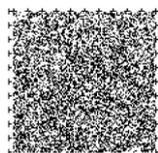
No.	氏 名	職 名
1	増 子 正	東北学院大学教養学部地域構想学科 教授
2	伊 藤 きよみ	利府町社会福祉協議会 会長
3	酒 井 隆 志	利府町行政区長会 会長
4	宮 城 隆 雄	利府町民生委員児童委員協議会 会長
5	阿 部 次 雄	利府町老人クラブ連合会 会長
6	板 橋 健 夫	利府町身体障がい者福祉協会 会長
7	小 幡 康 子	利府町ボランティア友の会 会長
8	小 林 玲 子	グループホームやすらぎ苑 利府 苑長
9	高 橋 繁 夫	認定NPO法人さわおとの森 副理事長
10	星 妙 子	利府町保健協力員 代表





3 利府町地域福祉計画策定懇話会の経過

実施（開催）月	会 議 等
令和2年3月～4月	利府町地域福祉に関する町民意識調査実施 対 象：利府町民の20歳以上の一般町民 1,000人 回収率：45.9%
令和2年6月～7月	各種関係団体ヒアリング調査実施 対 象：利府町内で活動する主要な福祉関係当事者団体等 11団体
令和2年7月7日	第1回策定懇話会の実施 ・第3期計画策定に関する体制及びスケジュールについて ・町民意識調査及び目標達成状況について ・第3期計画の策定に係る現状と課題について
令和2年9月29日	第2回策定懇話会の実施 ・第3期計画（骨子案）について
令和2年12月22日	第3回策定懇話会の実施 ・第3期計画（計画案）について
令和3年1月12日～ ～令和3年2月12日	パブリックコメントの実施
令和3年3月16日	庁議 利府町第3期地域福祉計画について決定





4 用語解説

あ行

【インフォーマル（サービス）】

インフォーマル（サービス）とは、家族・友人、民間、ボランティアなど、住民の支え合いによる非公式な援助をいいます。フォーマル（サービス）との対語として用いられます。

【SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）】

SNSとは、Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスです。

【NPO】

NPOとは、ボランティア団体や市民活動団体など民間非営利組織（営利を目的としない組織）のことをいいます。NPOは、医療、福祉、環境、文化芸術、人権問題、まちづくりなど、様々な分野で活動しています。

か行

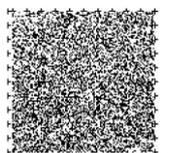
【CSW（コミュニティソーシャルワーカー）】

CSWとは、地域において支援を必要とする住民や、困り事・悩み事を抱えた住民の相談に応じ、問題解決の支援を行う地域相談員のことです。CSWは、支援を必要とする住民が適切な制度やサービスを受けることができるように、相談窓口、各専門機関との間をつなぐコーディネート役も担っています。

さ行

【自主防災組織】

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えで、町内会や学区などを単位として、地域での防災活動を自主的に行う組織のことをいいます。自主防災組織は、平常時には地域の安全点検、防災訓練、住民への防災知識の普及・啓発、地域の要配慮者の生活状況の把握などを行います。災害時には初期消火活動、救出救護活動、避難誘導を行うなど、初期段階での避難や支援にとって重要な役割を担っています。





【自助・共助・公助】

自助とは、個人、自分自身の力でできる範囲のことを意味します。共助とは、自分だけでは行うことが困難なことについて、地域ぐるみで協力して行うことを意味します。公助とは、個人や地域では解決できないことについて、公的機関が行うこと、つまり公的支援を意味します。

【自立相談支援センター】

生活や就労で困っている方に対し、相談の受付、解決に向けた支援プランの作成、利用できる制度やサービスの活用・調整、継続的な支援を行っています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織のことをいいます。社会福祉協議会は、各都道府県や市区町村において、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、関係機関などの参加・協力のもと、地域住民が住み慣れた町で安心して生活することのできる福祉のまちづくりを目指して活動しています。

【生涯学習】

生涯学習とは、一人ひとりが自由にテーマを選び、自分に合った手段や方法を用いて、必要なことや興味関心のあることを、生涯を通じて学ぶことです。

【小地域ネットワーク事業】

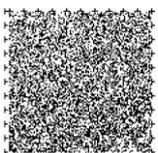
地域の民生委員・児童委員やボランティアなどの参加により、地域住民のお困りごとに対して、早期発見・援助ができるよう地域にネットワークを構築する事業のことです。

【セーフティネット】

セーフティネットとは、安全網を意味し、網の目のように救済策を張ることにより、地域に住むすべての人々の安全や健康で文化的な生活を守ろうという考え方です。地域福祉分野におけるセーフティネットの構築は、高齢者や障がい者の孤立を防ぎ、支援を必要とする住民を早期に発見して、関係機関との連携を図りながら問題解決に取り組む、公助の役割を果たします。

【生活困窮者】

収入がなく生活に困っている人を指します。多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる人を指します。





【生活困窮者自立支援法】

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律のことです。

【ソーシャル・インクルージョン】

ソーシャル・インクルージョンとは、1980年代にイギリスの社会福祉政策の基調となった理念で、社会的包摂、社会的内包を意味します。これは、すべての人々を、孤独、孤立、差別、排除などから援護し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方です。

た行

【男女共同参画】

男性と女性が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができ、また、対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことをいいます。

【地域コミュニティ】

地域コミュニティとは、町内会や学区などを単位とした、地域性を持つ集まりのことをいいます。「コミュニティ」は一般に、共同体または地域社会と訳されます。地域コミュニティは、日常生活でのふれあいや共同の活動などを通して地域の連帯感を築き、住民が自主的に自分たちの地域を住み良くしていくための重要な基盤となります。

【地域包括ケアシステム】

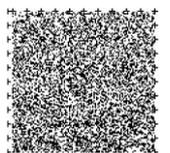
介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、さまざまな支援やサービスを提供する体制のことです。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に実現を目指しています。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターとは、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、介護・福祉・健康など様々な面から総合的に支えるための相談窓口のことです。2005年介護保険法改正により、地域包括支援センターが各市町村に設置されました。利府町地域包括支援センターでは、①総合相談、②介護予防ケアマネジメント、③権利擁護、虐待の早期発見・防止、④介護予防事業を行っています。

【DV（ドメスティックバイオレンス）】

直訳は「家庭内暴力」ですが、主に女性が夫や恋人など親しい関係にある男性から受ける暴力という意味で使われています。





な行

【ニート】

ニートは職に就いておらず、学校等の教育機関に所属せず、就労に向けた活動をしていない15～34歳の未婚の者をいいます。いわゆる「フリーター」や「失業者」と「ニート」の相違点として、フリーターはアルバイトやパートタイム労働者として不安定ながらも生計を立てています。また、失業者は失職をしているが、調査期間の間に求職活動をしています。これに対して、ニートは就労に向けた教育・雇用・職業訓練等のいずれにも参加せず、無職の状態を継続しています。

は行

【8050（ハチマルゴーマル）問題】

「80代」の親が「50代」の子どもと同居して経済的支援する状態をなぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉です。

【避難行動要支援者】

災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに、自分一人で安全に避難することが困難で、他の人の支援を必要とする人をいいます。

【避難行動要支援者名簿】

災害対策基本法の改正により、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけられました。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができます。

【PDCAサイクル】

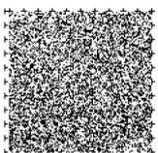
PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、対策(Action)を順に実施することにより、業務の維持・向上及び改善活動を推進するシステムのひとつです。

【フォーマル（サービス）】

フォーマル（サービス）とは、行政が法制度に基づいて行う公式的な援助をいいます。具体例として、介護保険や医療保険で給付されるサービスなどのことをいいます。

【福祉学習】

福祉学習とは、福祉の心を育てる学習のことをいいます。近年では、学校教育においても「総合学習」として、ボランティア学習や福祉体験学習（手話、点字体験など）が取り入れられています。





【福祉避難所】

災害が発生した場合において主として要配慮者が避難できるように開設する避難所です。

【放課後児童健全育成事業】

地域子ども・子育て支援事業の一つです。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【ボランティア】

ボランティアとは、自発的に社会事業活動に参加する人、またはそのような活動をいいます。ボランティアには、医療、福祉、環境、文化・芸術、人権など様々な分野で活動する団体があります。

ま行

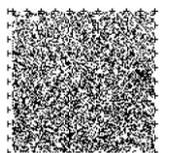
【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員とは、社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、障がいのある人、母子世帯、児童など、援護を必要としている住民の相談指導や情報提供を行う地域の奉仕者のことをいいます。民生委員は、民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱するもので、児童委員を兼ねています。

や行

【要配慮者】

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等で、平常時における防災活動や災害時における情報伝達、避難行動、避難生活等に支援を要する者です。





利府町第3期地域福祉計画

編集／利府町 保健福祉課 福祉班

〒981-0133 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目 32 番地

TEL (022) 356-1334 FAX (022) 356-1303

